

メコン河流域の開発、環境、生活、自然、援助を考える

フォーラム
メコン
Mekong Vol. 10 No. 2



特集：ODA 改革へ向けて

～メコン河流域開発、環境・人権への影響～



メコン・ウォッチ

ISSN 1345-6709



メコンの姿 ～四千の島々～



「シーパンドン」とはラオス語で四千の島の意味。メコンはカンボジアとラオスの国境あたりで大きく広がり、まるで海のように島々を抱える。人はその島々の上の村でコメを作り魚をとって暮らす。雨季、人々は河をめぐり魚を求めてリーと呼ばれる築（やな）をすさまじい濁流にかける。流されたらまず命はない。乾季に干上がってしまう河で、リーは慎重に準備される。

(表紙：シーパンドンの人々は、漁の時期村に戻らず川辺に小屋を建て暮らす 撮影：木口由香)

目次

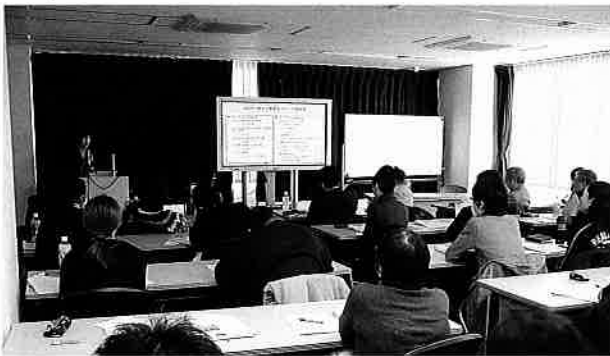
メコンの姿 ～四千の島々～	2
特集：ODA 改革へ向けて～メコン河流域開発、環境・人権への影響～	4
開発ラッシュのメコン流域と ODA	5
カンボジアにおける強制立退き～開発援助のこれまでとこれからを考えるために	8
ビルマ「軍事独裁援助」からの脱却	14
貧困削減？ 貧困の創出？—ラオス・ナムトゥン 2 ダムに見る開発援助の問題	19
誰のための援助、という古典的な問い—タイの事業に見る援助と評価	24
「事業仕分け」から考える、現代日本の ODA	29
レポート	
ベトナム・ソンフン 4 水力発電事業が地域社会と環境にもたらす影響	32
人々の物語 ② 魚の声	38
風景を切り取る 広がる外来種	39

特集：ODA 改革へ向けて

～メコン河流域開発、環境・人権への影響～

政権交代をきっかけに、政府開発援助（ODA）の今後を巡る議論が活発化している。

メコン・ウォッチと国際環境 NGO FoE Japan は、2010年1月23日に公開セミナー「検証：ODAを問う～メコン開発から見た環境と人権への影響」を開催した。セミナーでは両団体のスタッフがそれぞれ下記の内容で発表した。



まず、満田夏花が日本のODAの推移や内訳といった概況を説明した。援助額が減っているとはいえ、日本は依然としてメコン諸国に大きな影響力をもたらし得ること、また、ODAの直接の影響でなくとも、その波及効果として住民移転といった問題が生じることもあることなどを指摘した。

具体的事例では、土井利幸がカンボジアにおける強制立退き問題と日本の支援の今後について解説した。カンボジアでは、03年から08年にかけて、13州で5万3758世帯（約25万人）が立退き等の人権侵害を体験している。このすべてがODA事業の影響ではないが、立退きを生じさせるODAが今も継続して行われていることに疑問を呈した。

次に秋元由紀が、対ビルマ援助は減少したものの日本は依然としてビルマの最大援助国であること、09年11月の首脳会談で鳩山首相が援助拡大を示唆する発言をしていることを報告。軍政による開発には、環境・社会影響調査が行われない、移転などに補償がない、強制労働・強制移住が伴う場合すらある、といった問

題点を指摘した。さらに、日本は最大援助国としてビルマに対する政治的影響力を活かすべきであり、教育、難民、国内避難民、人権、民主化、在日ビルマ人支援といった分野の支援も強化すべきであると提案した。

ラオスの事例として東智美が、ラオスはGDPといった数値から見れば「貧しい国」であるが、その一方で自然資源が豊富な「豊かな国」でもあること、現在の開発は前者の観点に偏ったものであり、ラオスが持つ豊かさを無視することにつながっていると述べた。また、ラオスが国家的事業として取り組むナムトゥン2ダム建設では、現金経済に乗れない住民が長期的な生計回復に失敗しつつあり、数値化できない「豊かさ」が失われていると報告した。

木口由香はタイの事例として、公害管理地域に指定されたマプタプット工業団地、シーナカリンダムやラムタコン水力発電所の案件によって、住民の間に不安や健康被害が広がった経緯を説明した後、一部では第三者による外部評価が行われたものの、被害状況が評価に反映されなかったことを発表。原因のひとつとして、評価者が対象事業の元関係者であることを指摘、客観性の確保に疑義を呈した。

最後に、清水規子が過去のODAの問題点、ODAに関する事業仕分けと評価結果、それを受けて、NGOおよび個人が09年12月に政府に提出した、ODAの質の向上に関する要望書を紹介した。またODA供与に際して、ニーズについての意思決定プロセスに透明性を確保し、ステークホルダーや専門家等第三者からの意見を反映する、評価項目に環境社会配慮等を追加するなどの改善を提案した。今後の課題としては、官民連携が強まるなか、いかに透明性や客観的評価を確保するか、企業支援をしている他政府機関との棲み分けを行うか、といった点を指摘した。

今回の特集ではこの講演内容を元に、それぞれが新たに加筆修正を加えた内容を掲載している。メコン圏で行われてきた過去を検証し、今後のODAについて考える一助になることを願う。

開発ラッシュのメコン流域と ODA

満田 夏花（メコン・ウォッチ / 国際環境 NGO FoE Japan）

毎年巨額の政府開発援助（ODA）が支出されている。一方で、ODA のなかには、ニーズが不明確なもの、環境汚染や生態系破壊、住民移転などの環境社会影響を引き起こしているものもある。過去の ODA の十分な検証なしに巨額の支援を続けることは、ODA による直接的な環境社会影響を繰り返すばかりか、相手国の構造的な社会問題を温存し、助長することにもつながりかねない。昨年 11 月に行われた事業仕分けは、ODA がもはや「額」を積み上げる時代ではなくなったことを如実に示した。

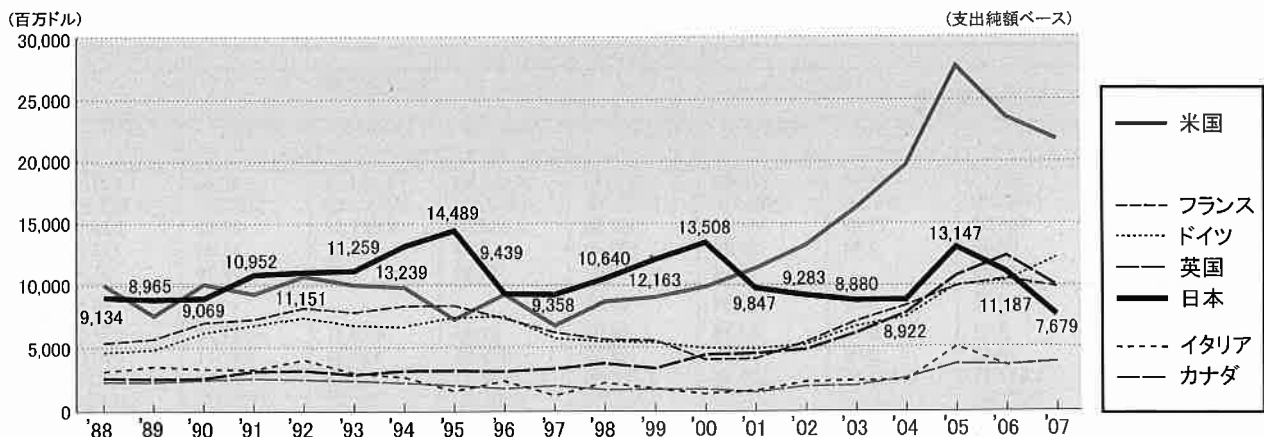
外交戦略としての ODA

ODA は本来、「政府または政府の実施機関によって開発途上国または国際機関に供与されるもので、開発途上国の経済・社会の発展や福祉の向上に役立つために行う資金・技術提供による協力のこと」（外務省）と定義されている。

近年、外務省が ODA について各種広報で繰り返し発信するメッセージは以下のようなものだ。「日本が世界一の援助国であったのは昔の話。ODA 予算はどんどん減り続け、今や世界第 5 位。このままでは、世界における日本の地位が下がり続ける」「ODA は国際社会におけるわが国の発言力を高める最も有効かつ重要な外交ツール」……。

2007 年の日本の ODA 実績は、支出純額（ネットベース）で二国間援助、国際機関に対する出資拠出を含め約 76 億 7895 万ドル（約 9046 億円）で（注 1）、たしかに前年度から 3 割減であり、順位もアメリカ、ドイツ、フランス、イギリスに次ぐ第 5 位に落ち込んだ（図 1）。もっとも政府貸付などの回収額を算定に入れない支出総額（グロスベース）で見れば、ODA 総額は約 135 億 6629 万ドル（約 1 兆 5981 億円）であり、貸付が多い日本の援助の特質を考えれば、ネットベースの金額のみでの比較より順位は上がるだろう。

しかし、そもそも ODA の拠出額は、「世界における日本の地位」を左右し、日本の発言力を高めるものだ



(出展) 2008年DACプレスリリース、2007年DAC議長報告

*1 東欧および卒業国向け援助を除く。
 *2 1990年、1991年および1992年の米国の実績値は、軍事債務救済を除く。
 *3 2007年については、日本以外は暫定値を使用。

政府開発援助(ODA)白書 2008年版より

図：主要国の ODA 推移

ろうか。「第1位」の援助国であった1990年代、日本の発言力はその金額に見合うものだったのか。あるいは10年にもおよぶ第1位の予算実績は、現地でどんな効果・影響をもたらし、外交戦略上いかなる役に立ったのか。

たとえば長年における巨額の対中支援 ODA の効果は、国際協力上、また外交上、どれほどのものだったか。中国に対する発言力は ODA によって増したのだろうか。さらに昨年12月、コペンハーゲンでの COP15（気候変動枠組条約締約国会合）において、それまでの ODA 実績や、鳩山イニシアティブによるさらなる巨額プレッジ（注2）は、日本が望むような外交交渉上の効果を発揮したのだろうか。

現状を見渡せば、これらの答えはかなり否定的なものにならざるを得ない。ODA の額を積み上げて、「世界における日本の地位」「発言力」を勝ち取ることは、90年代においても幻想であったと考えられる。

個別案件の供与の必要性について問い詰められると、外務省はしばしば「外交上の必要性」「政策的判断」を持ち出し、その説明は曖昧になる。さらに、日本企業の途上国支援という「戦略的」な側面も加わり、いろいろな説明が可能となっている。しかし ODA が、その定義以上に多様な機能を持っていたとしても、いま確かなことは、日本の厳しい財政状況に鑑みて拠出額の

増額がもはや不可能に近いという現実だろう。このことは、来年度予算を対象にした昨年の事業仕分けの結果でも明確に示された。

開発ラッシュのメコン流域

ここでメコン流域国の ODA の状況を見てみよう（表）。比較参照のためアジア全体、アフリカ全体の額も抜粋した。アジア全体としては、ネットベースの金額で見ればアフリカをやや下回る。これは円借款の回収額を差し引いた額であるためであり、回収額を差し引かないグロスベースではまだまだアフリカを大きく上回る。

流域諸国のなかで最大の拠出額を占めるのはベトナムであり、とりわけ円借款の額が大きい。タイは無償資金の贈与額や円借款の貸付額よりも回収額が上回り、ネットベースではマイナスとなっている。カンボジアは最も無償資金の贈与額が多い。一方、相手国にとっての日本を見てみよう。日本が最大の援助供与国となっている国は、2006年の支出純額ベースで、ベトナム（シェア43.1%）、カンボジア（30.6%）、ビルマ（＝ミャンマー、33.5%）、ラオス（34.1%）であり、タイ以外の流域国がすべて含まれている。ちなみに2006年時点で、中国にとっても日本は最大の援助国（5億6000万USD、シェア48.1%）である。

表：政府開発援助（ODA）2008年版

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

形態 国または地域名	政府開発援助（2007年）							
	贈与				政府貸付等			
	無償資金協力		技術協力	計	貸付実行額	回収額	計	合計
		うち国際機関を通じた贈与						
アジア	568.13 (430.79)	56.34 (56.34)	868.60 (868.60)	1,436.73 (1,299.39)	4,654.58 (4,654.58)	4,458.18 (4,331.62)	196.40 (322.96)	1,633.13 (1,622.35)
東南アジア	195.52	17.92	367.04	562.56	2,683.93	2,621.31	62.62	625.18
カンボジア	62.35	2.44	39.84	102.19	15.37	4.01	11.36	113.56
ラオス	46.28		22.4	68.67	14.40	1.62	12.79	81.46
ミャンマー	11.68	3.80	18.84	30.52				30.52
タイ	2.17	0.60	47.74	49.91	87.45	614.71	-527.26	-477.35
ベトナム	18.48	0.08	73.85	92.33	672.66	124.94	547.71	640.04
アフリカ	1,547.67 (525.34)	183.13 (183.13)	237.39 (237.39)	1,765.06 (762.73)	188.22 (188.22)	272.75 (66.02)	-84.53 (122.19)	1,700.53 (884.92)

政府開発援助（ODA）白書 2008年版より

*（ ）内の値は債務救済を含まない金額

*債務救済には円借款の債務免除および付保商業債権の債務削減を含み、債務繰延を含まない。

この巨額の ODA により、メコン流域国では急ピッチで大規模インフラが建設されてきている。ベトナムでは、円借款でファーライ火力、カイラン港、ハイフォン港、ダナン港、カimeップ・チーバイ港、フーミー火力、ホーチミン東西ハイウェイ、ダナン水力発電所など、カンボジアでは無償資金協力により国道 1 号線、国道 6・7 号線、きずな橋、有償資金協力によりシハヌークビル港が、ラオスではナムグム水力発電所、ナムルック水力発電所が建設されている。このほか二国間 ODA 以外でも、世銀、ADB などの多国間援助機関経由で、数多くのインフラ建設を支援してきている。

再輸出される「成長モデル」

こうした巨額の資金の流入はメコン流域国に何をもたらしているのだろうか。私としては、個々のプロジェクトの環境社会影響を引き起こしていることのみならず、急ぎすぎる経済成長を支えることで社会や環境の歪みをもたらしているように思える。かつて日本の高度成長期に生じたことがメコン流域諸国においても生じており、日本の支援による資金余力を利用して、同様の成長モデルが、中国、タイ、ベトナムといった新たなアクターを通じてカンボジアやラオスに再輸出される現象も起きているのではないかと考える。

たとえばベトナムでは、めざましい経済成長が続いており、この経済成長路線を所与として、全国規模で道路、港湾、上下水道、電力などのインフラ建設ラッシュが続いている。この傍らで、都市における深刻な公害の発生、農村・山岳地域における社会の変貌が生じている。

ベトナムは電力の多くを水力で賄っているが、ダム開発が深刻な社会問題になることも多い。そのうち、最も顕著なのが住民移転問題である。1992～2006 年の 15 年間に建設された 22 ケ所の重点ダム建設案件により、住民 19 万 3000 人以上が移転し、そのほとんどが山岳少数民族であった。また、さらに 20 ケ所以上の水力発電所が 2010 年までの稼働を予定しており、約 13 万人が立ち退きを迫られる（注 3）。山岳地域の少数民族の立ち退きに際し適切な土地が不足していたために、過酷な居住環境の土地に移転させられてしまったケース、与えられた農地が不毛な土地であったケースなどが報告されている。

さらにベトナムは旺盛な電力需要を賄うため、カンボジアなど隣国において水力発電所の建設計画を推し進めている。たとえば、ベトナムの資金で建設が予定されるセサン川下流のセサン 1、セサン 2 ダムは、5000 人の人々が移転に追いやられ、水質悪化による健康問題と漁業資源の急激な減少が引き起こされ、何万人もの村人を貧困と飢えに追い込む結果となることが懸念されている。また、ダムの環境影響評価では、ダムが魚の回遊を止める可能性が非常に高く、これによって日常的に 95% のタンパク質を魚から摂取している、上流に住む約 3 万人々のほとんどの食事や生活に影響を及ぼすと指摘されている（注 4）。

日本は 2006 年までにベトナムの電力セクターに 34 件、約 4000 億円の二国間円借款を拠出しており、ベトナムの電力セクターの拡大に伴うこれらの事業の資金源になっている。より直接的な影響として、日本の円借款事業の社会的影響について、円借款を供与する前の審査は行われているものの、実際その影響がどうであったのかの検証は行われていない。

「額」から「質」へ。岐路に立つ ODA の将来に向けて、まずは過去の ODA の事例を風化させず、批判的な見地から検証し、将来の政策へ反映させることが不可欠であると考え。

■注

- (1) 「政府開発援助 (ODA) 白書」2008 年版。
- (2) 途上国支援に、2010 年からの 3 年間で新たに総額 1 兆 7500 億円の拠出を表明した。
- (3) 「ダム建設、少数民族など 20 万人移転」NNA、2007 年 4 月 19 日付。
- (4) “Cambodia dam threatens livelihoods, will increase hunger – campaigners”, Reuters Alertnet, 2009 年 8 月 19 日付。
http://www.alertnet.org/db/an_art/52132/2009/07/19-151247-1.htm

カンボジアにおける強制立退き 開発援助のこれまでとこれからを考えるために^(注1)

土井 利幸（メコン・ウォッチ）

はじめに——カンボジアにおける強制立退きの現状

ある NGO の調査によると、2003～08 年の 5 年間にカンボジアで強制立退きや打ち壊し、抵抗・抗議する住民に対する嫌がらせや弾圧といった人権侵害を経験した人びとは、13 州で 5 万 3,758 世帯（約 25 万人）に上る（注 2）。09 年、就任直後の鳩山首相（当時）に宛てて国際アムネスティの事務総長が送付した公開書簡でも、08 年にカンボジア全土で 27 件の強制立退きが発生し、約 2 万 3,000 人が被害に遭ったとしている（注 3）。首都プノンペンでは 1990 年～09 年の約 20 年間に 12 万人以上が立退きを体験しているが、これは実に同市の人口の 10 人に 1 人の割合である。また、立

退きの発生件数は増加傾向を示し、04～09 年に 1 万 1,479 世帯（推定 5 万人以上）が立退きの被害に遭っている（注 4）。強制立退きは沈静化することなく、現在もカンボジア全土でさらに 15 万人が（注 5）、プノンペンだけでも 7 万人が立退きを経験する可能性に直面していると見られている（注 6）。カンボジアの総人口はわずか 1,200 万人であり、どの数字を取ってみても、強制立退きによる被害が尋常でないことが分かる。

強制立退きの事例

表 1 に、最近起こった主な強制立退きの事例をまとめた（注 7）。なかでも 09 年にプノンペン市ダイグラホムで発生した事件は暴力的で（注 8）、警官隊が住民に催涙ガスやゴム弾を使用し、ブルドーザーが民家を



強制立退きで混乱する 2009 年 1 月 24 日のダイグラホム。写真提供 Mark Grimdsitch (BABC)

表 1 カンボジアにおける最近の主な強制立退きの事例
(2009 年時点。州名の特定がない場合はプノンペン州の事例)

番号	立退き発生日	地名	被害世帯数	開発目的	事業主体	立退き時の状況	立退き住民の状況	現状
1	2005 年 3 月 21 日	クハルサピアン (バンテアイミエンチエイ州)	218	私有地	個人 (自称「村長」)	武装した治安部隊がブルドーザーで家屋を取り壊し全焼させた。村人 5 名が銃で撃ち殺され、40 名が負傷 (うち 14 名は重症)。30 名が逮捕	住民は一切の持ちものを失った。(1998 年より「村長」を名乗る男性が約 5 万ヘクタールの土地の所有権を主張)	未開発。2006 年、住民が帰還しはじめた。
2	2006 年 5 月 3 日	サムボク・チャプ	1,367 (持家)	ショッピングセンター建設	ソールスルン社 (Sour Srun)	600 人～700 人の武装した治安部隊が銃や電気棒で住民を威嚇、暴力によって立退きを強制。6 月、住民 8 名を拘束し、うち 3 名を刑務所に収監	市街地より 20km の地点に移転。水や電気	未開発
	1,380 (借家)		市街地より 22km の地点に移転したが、移転地は浸水する更地で、住宅・飲み水・下水設備はなし。住民は防水シートで暮らし、病気が蔓延					
3	2006 年 6 月 29 日	モニボン病院	168	不特定の商業目的	ロイヤル・グループ社	女性 3 名が入院。立退きの際に妊娠中の女性 1 名に電気棒を使用	市街地より 30km の地点に移転。大半が市街地に戻り土地占拠 (スクウォッター化) 状態	未開発 (駐車・洗車場として利用中)
4	2007 年 4 月 20 日	ミタピアップ (シアヌークビル州)	100 ~	私有地	政府高官の顧問の妻が所有権を主張	150 人の治安部隊、掘削機、水とガソリンを積んだトラック 2 台で立退きを強行。銃を発砲し、催涙ガスや電気棒を使って住民を攻撃。村人 18 名が意識不明に。13 名が拘束、8 名が有罪	ミタピアップ村の前の道路沿いに防水シートを敷いて生活。住宅・食料・飲み水・下水設備はなし。子どもが多くが栄養失調で病気が蔓延	未開発
5	2007 年 11 月 2 日	チョンチロイ	132	公衆衛生、都市美化	ソキメックス社 (Sokimex)	不明	市街地より 20km の地点に移転	高級アパート (建設中)
6	2009 年 1 月 24 日	ダイグアラホーム	800 ~ 1,465	現地住民用住宅と商業施設	7NG 社	警官隊 300 人が催涙ガス・ゴム弾・高圧放水砲を住民に向けて使用。18 名が暴行を受けて負傷。約 600 人の取壊し業者がブルドーザーで次々と家屋を取り壊した。	市街地より 20km の地点に移転。住民の大半は不十分な補償条件を呑みしかなかった。300 世帯が住居のない状態に。	未開発
7	進行中	ポルクイラ	1,400	現地住民用住宅、商業施設、教育省建物	パニメックス社 (Phanmex)	47 世帯 (多くが HIV 感染家庭) が市街地より 20km の移転地へ立ち退かされる可能性	160 世帯が立退き後に住宅を失う。2007 年、42 世帯が市街地より 20km の地点に強制的に移転。1,000 世帯以上が住宅の提供を受け入れられず、強制立退きか、の状態に直面	住宅の一部 (10 棟のうち 3 棟) が完成。観光省の建物も建設中
8	2009 年 7 月 17 日	グループ 78	146	相互矛盾するさまざまな目的	ソールスルン社 (Sour Srun)	夜明け前、銃や電気棒で武装した警官隊 70 人が強制的に家屋を取り壊し、住民を立ち退かせた。	移転を拒否した住民には家を取り壊した後も補償を支給せず。	未開発
9	可能性大	レアクアライ	209	高級住宅地	加華 (カナディア) 銀行	池の埋め立てが進行中	住民が状況を監視している。	住民が居住
10	可能性大	鉄道 A・B	325	事務所、商業施設	ハッサンカンボジア開発社	立退き最後通告が出されている。	住民が状況を監視している。事業主体の会長が労働省長官。	住民が居住
11	可能性大	ブオンコク	4,252	商業・文化・観光・住宅・レクリエーション施設	シュカク社 (Shukaku)	立退きを受け入れない住民に対し警察や事業者の脅迫的な行動が増加。補償内容を受諾させられた住民の家屋は強制的に取り壊された。	住民が状況を監視している。	住民が居住

取り壊す際に住民が転倒し意識を失うなど、現場は大混乱に陥った。ダイグラホムの住民は 80 年代から居住し、その大半に土地の所有権が認められている。03 年には民間企業が土地の一部を活用する代わりに、住民用住宅を建設する計画になっていた。ところが 05 年、住民に相談のないまま計画は変更となり、住民が 20 キロ離れた集合住宅への移転を受け入れるという不法な契約が結ばれてしまう。住民たちは契約の無効を主張し立退きを拒否するが、事業主は暴力や脅迫など様々な手段を動員し、次第に移転と補償を受け入れる世帯が増えていった。

09 年 1 月、事業主は残された 152 世帯の住民に対して、「一律 2 万ドルの補償を受け入れなければ強制的に立ち退かせる」と通告した。補償額が資産の市場価格に達しないことや、実際には補償の対象が 91 世帯に限られていたことから、住民は事業主に希望する補償額を含む逆提案を行った。交渉の窓口になっていた市当局はこの提案を受け取り、事業主と検討する旨を述べたが、結局住民に対して回答はなされぬまま、1 月 24 日に強制立退きが実行された（注 9）。

カンボジアで現在発生している強制立退きは、しばしば「開発」や「再開発」の名目で実施されるにもかかわらず、それらの土地は未開発のまま放置されることが多い。表 1 に挙げた 11 件の事例でも、跡地が未開発の状態のもの（09 年の時点）が半数以上もある。つまり、住民から土地を取り上げる実際の目的は、土地投機・転売にあると考えられる。立ち退かされた住民が補償金や代替地を提供されることもあるが、たいいていの場合、補償は資産の市場価値を下回り、代替地は市街地や職場から離れている。住民はこうした悪条件を呑まざるを得ない状況に追い込まれているのである。

カンボジアにおける強制立退きがいかに深刻であるかは、09 年 7 月に援助国政府や開発機関が「カンボジアの都市貧困層への立退きの停止を求める」と題する声明を発したことで分かる（注 10）。援助国・機関もさすがに看過できなかったのだろう。声明はカンボジア政府に対し、プノンペンをはじめとする国内の土地紛争地域での強制立退きを止め、紛争解決のための公正で透明な手続きを導入し、包括的な移転政策を策定するよう呼びかけている。また、援助国・開発機関の側に、「立退きや移転が適切な法的手続きに沿い、被影響住民に公正な補償が提供される国家政策やガイドラインの確立に向けて協力する準備がある」とも述べている。

日本政府の開発援助と強制立退き

日本は 91 年のパリ和平協定以来、カンボジアに多額の政府開発援助（ODA）を供与してきた。最近の統計では、06 年の対カンボジア二国間 ODA 総額 347 億 5,100 万円のうち、日本政府の供与額が 106 億 2,500 万円で、援助国政府中第 1 位であった。また、同じ 06 年の対カンボジア多国間 ODA では、総額 150 億 500 万円のうち、日本政府が大きな影響力を持つアジア開発銀行（ADB）が 55 億 500 万円（第 1 位）、世界銀行グループの国際開発協会（IDA）が 20 億 6,600 万円（第 4 位）を供与した（注 11）。

前項で紹介した強制立退きの事例で、日本政府の ODA が直接関与している案件は存在しない。また、ODA によって実施された開発事業で、立退き・補償をめぐる大規模な暴力や衝突に発展した例は報告されていない。しかし、現下の強制立退きの頻発は、日本の対カンボジア開発援助政策に深く関わる課題でもある。この点を明らかにするために、ODA によって実施された開発事業、とりわけ住民移転に絡む案件をいくつか検証することにしよう。

第一の事例は、ODA が支援した開発事業によって多くの住民が十分な補償もないまま立ち退かされ、長年にわたり放置されてきたケースである。

98 年、ADB はカンボジア政府の「国道 1 号線改修事業」に約 40 億円の融資を提供した（注 12）。国道 105.5 キロの拡幅改修工事のために、99 年から 2000 年にかけて、1,200 世帯（6,000 人）以上の住民が立ち退くことになったが、大半は ADB が定めた基準を大きく下回る補償しかもらえず、生活・生計回復を果たせないまま貧困化した。原因のひとつに、ADB がカンボジア政府の作成した住民移転計画を精査せず、立退きの実施を十分に監督しなかった点がある。02 年、地元の NGO がカンボジア政府と ADB に問題を訴え、ADB は補償の不履行を認める。ところが、移転住民全戸を対象とした本格的な監査が実施されるのにさらに 2 年の月日を要し、多くの住民が補償の再支払いを受けられたのはそのまた 2 年後の 06 年のことだった。

しかし、その後も「資格があるのに再支払いを受け取っていない」といった苦情が ADB に 300 件以上も寄せられるなど、立退き・補償問題は完全には解決されなかった。そして 07 年 7 月、生計手段を失い、重債務の返済ができなくなった住民たち 63 世帯が ADB の責



国道1号線改修事業（ADB融資区間）の移転村。2003年に移転したものの、資金が足らず柱を立てただけで未だに再建できない住居（2009年10月）。撮影メコン・ウォッチ

任を問い、救済を求める申立てを行った。10年4月、63世帯に対する救済策がようやく動きはじめたが、立退きから実に10年以上が経過している。

第二の事例は、同じ国道1号線の西側隣接区間55キロにおける拡幅改修工事（「国道1号線改修事業」）であるが、この事業に対しては05年から三度にわたって日本政府が総額約76億円の二国間無償ODAの供与を決めている（注13）。立退きによって影響を受ける住民は約2,000世帯と見られるが、この事業でも住民が移転後に貧困化しつつある。その原因のひとつに、住民立退きの実施に際して、ADB融資区間で発生した立退き・補償問題の教訓を十分に活かせなかった点がある。隣接区間での供与が決まったのは、ADB案件の問題がすでに顕在化していた05年で、しかも日本政府が中心的役割を担うADB案件での経験が二国間援助に活用されなかったわけである。

NGOは03年頃からADB融資区間での経験に基づいて、日本政府に対し、とりわけ移転後の生活・生計再建に必要な再取得価格が立退き開始前に支払われるよう強く働きかけた。しかしこの提言は聞き入れられず、NGOが07年に実施した調査（注14）では、多くの移転住民が生活・生計を回復できていない様子が明らかになった。その後、日本政府はようやく市場価格調査に基づく再取得価格での支払いに同意し、08年、カンボジア政府が移転住民に対して補償再支払いを実施した。しかし、再取得価格の計算根拠となる市場価格調査の結果の一般公開を日本政府は頑として受け付けず、移転住民の生計回復実態調査の実施も拒んでいる。

第三の事例は、多国間ODAがカンボジア政府の住民移転政策・制度の整備に充てられたものの、十分な効果を上げられず、昨今の強制立退きの発生を防ぎ得ていないことを示すものである（注15）。02年、世銀グループの国際開発協会（IDA）は約24億円を投じて、カンボジアで「土地管理実施プロジェクト」（LMAP）を開始する決定を下した。LMAPは、カンボジア国民の「土地権を確立し、社会的安定、貧困削減、経済成長をもたらす」「すべてのカンボジア人が恩恵を受ける」と謳いつつ（注16）、土地関連制度、土地登録・権利書発行、紛争解決手続きの整備を目的とした。実際、LMAPによって100万件以上もの土地権が発行された。ところが、紛争が発生する懸念のある土地をLMAPの対象から除外したため、最も土地権を必要とする都市部の貧困層が恩恵を受けられなかった（注17）。NGOは、100万件の土地権の発行で法律上の権利が強化されることによって、慣習的な土地権がかえって弱体化し、貧困層が慣習的な土地権を盾に強制立退きから身を守ることが難しくなると指摘している。09年9月には、住民代表が世銀の独立審査パネルにLMAPに対する異議を申し立てる事態に至った（注18）。ADBも04年以降、約4,000万円の技術協力を通じて「移転の法的枠組みと組織能力強化プロジェクト」を実施し法制度の整備に着手したが、今日に至るまで期待された成果を上げられていない（注19）。

まとめ：対カンボジア開発援助の今後を考えるために

カンボジア全土で強制立退きが猛威をふるっている。首都プノンペンでも大規模で暴力的な立退きが発生し、さらに7万人もの都市住民が強制立退きの脅威に晒されていると言われている。これらの強制立退きでは、地元の民間企業が「開発」を名目に住民を追い立て、その後の土地を未開発のまま放置する事例が目立っている。ODAの開発案件が住民移転や補償問題をめぐって大規模な暴力や衝突に発展した事例は報告されていないが、対カンボジア開発援助のあり方自体が昨今の強制立退きの頻発と関連している。

90年代初頭のインドシナ和平成立以降、カンボジア政府を一貫して支えてきた大援助国日本のODAを住民立退きの面から検証すると、第一に、道路改修事業で多数の住民が十分な補償を受けられないまま移転させ



世銀に異議を申立てた住民が住むブオンコク湖周辺。企業はすでに湖の埋立てを始めている（2009年10月）。
写真提供 Jessica Rosien（Oxfam Australia）

られ、生活・生計を再建できずに困窮化し、そのままの状態でも長年放置される事例が見られる。第二に、住民移転の失敗の先例が教訓として十分活かされず、さらに多くの住民が貧困化する事態が発生しつつある。こうしたODA事業は、まずそれ自身が、立退き問題を発生させている。したがって同時に、カンボジア政府にとっても、移転・補償問題に適切に対応するための経験蓄積や能力向上の機会となっていない。

第三に、ODAのなかには、住民立退きによって発生する問題を緩和する法令・制度の整備を目的とした案件もあるが、これらも十分に成果を上げていない。世銀が融資した土地管理実施プロジェクト（LMAP）では、最優先に保障すべき住民が対象から除外された。また、法律上の土地権が強化されたことで慣習上の土地権が相対的に弱体化し、貧困層が強制立退きから身を守りにくくなったとされる。

先に紹介した援助国政府・開発機関による声明も指摘するように、昨今の強制立退きの頻発は、カンボジア国内の土地権、紛争解決、住民移転・補償に関わる政策や制度の不備に起因している。ところが、こうした政策・制度上の不備は、90年代初頭に援助を再開した時点から明白であったはずだ。対カンボジア開発援助が道路網整備などの大規模事業に偏ったため、政策・制度の整備が遅れているのである。

また、援助国・機関は改善を求める声明を発しているが、従来の援助政策を根本から見直す気配はない。例えばADBは、声明発出（7月16日）の約一ヶ月後にあたる8月24日、カンボジア政府に対し、160世帯以上の立退き（注20）を伴う融資事業に約16億円を投じる決定を下した（注21）。この時のADB理事会の決定は「サマリー・プロシージャ（summary procedure）」と呼ばれる手続きに従って行われた。この手続きでは、事前に各理事に案件文書が配布され、理事会から一定の期日までに審議を求める声が上がらなければそのまま案件が承認される。つまり、ADBの理事会は、強制立退きが招く開発上のリスクを審議させずに、大規模な住民移転を伴う開発事業への融資を改めて承認したというわけである（注22）。

日本政府の対応はどうかというと、まず援助国・機関声明への署名すらしていない。そればかりか、声明直後の09年7月30日、国道1号線改修事業（第3期）に無償ODA20億500万円を供与する交換公文に署名したのである（注23）。これは、先に日本政府のODA案件として詳述した第二の事例のうち、この時点まで未承認であった第3期工区への供与分である。援助国・機関声明を苦々しく感じていたカンボジア政府にとって、現状を改めずとも従来のままの援助を継続してくれる日本政府はさぞかし心強い味方であっただろう。

逆に日本政府にとっては、立退き問題の解決をカンボジア政府に求める絶好の機会を逸したと言える。

日本政府は、現在カンボジアで実施中の（そして、近々承認予定となっている）大規模な住民移転を伴う ODA 事業をいったん中止し、援助国・機関声明の内容に従って、カンボジア政府が「紛争解決のための公正で透明な手続きを導入し、包括的な移転政策を策定」できるように、自らの援助政策の舵取りをすべきではないのか。ADB や世銀においても、対カンボジア援助政策における大規模基盤整備案件への偏重を改め、カンボジアの人びとが開発被害に遭わないための国内制度・手続きの充実を目指すべく、積極的に発言し、影響力を行使してゆくべきではないだろうか。

■注

- (1) 2010年1月23日に開催された公開セミナー「検証 ODA を問う～メコン開発から見た環境と人権への影響」（主催：メコン・ウォッチ、国際環境 NGO FoE Japan）で、「カンボジアにおける強制立ち退き問題と日本の支援の今後」と題して行った発表を基にまとめた。また、この問題は、2009年9月11日に開催された第42回財務省 NGO 定期協議にも、「カンボジアにおける強制立ち退きと世銀、ADB、日本政府の対応について」と題する議案として提出されている。議案は、以下（2～4ページ）を参照。http://www.jacs.org/sdap/mof/gijiroku/mof42_question.pdf 財務省との討論は、以下で当日の議事録（14～18ページ）を参照。<http://www.jacs.org/sdap/mof/gijiroku/mof42.pdf>
- (2) Cambodian League for the Promotion and Defense of Human Rights (LICADHO) . 2009. Land Grabbing and Poverty in Cambodia: The Myth of Development. <http://www.licadho-cambodia.org/reports/files/134LICADHOREportMythofDevelopment2009Eng.pdf>
- (3) 国際アムネスティ . 2009. 「アムネスティ事務総長より日本国首相にあてた公開書簡」 <http://www.amnesty.or.jp/modules/news/article.php?storyid=710>
- (4) Sahnakum Teang Tnaut (STT) . 2009. Facts and Figures: Displaced Families Phnom Penh. <http://teangtnaut.org/download/displaced-families-in-phnom-penh.pdf>
- (5) Amnesty International. 2008. Rights Razed---Forced Evictions in Cambodia. <http://www.amnestyusa.org/document.php?id=ENGASA230022008&lang=e>
- (6) LICADHO. 2008. Forced Evictions of Urban Poor Create a Humanitarian Crisis: International Groups Join in Solidarity with Displaced Community at Andong Relocation Site.
- (7) メコン・ウォッチ「カンボジアにおける強制立ち退き問題」（以下の URL を参照）で紹介した各種資料を基に作成した。<http://www.mekongwatch.org/env/cambodia/evictions/index.html>
- (8) LICADHO. 2009. Briefing Paper: The Eviction of Dey Krahorn. に基づく。http://www.fidh.org/IMG/pdf/kh_briefing_paper.pdf
- (9) LICADHO. 2009. Photo Album---Razing Dey Krahorn: The Death of a Village. が立退き当日の様子を画像で伝えている。http://www.licadho-cambodia.org/album/view_photo.php?cat=43
- (10) Development Partners Call for Halt to Evictions of Cambodia's Urban Poor. <http://www.adb.org/documents/news/carm/2009/carm200903.asp> オーストラリア、ブルガリア、ドイツ、英国、米国、デンマークの各国大使館とデンマーク、スウェーデンの開発庁、および欧州連合と国際連合も署名に参加している。
- (11) 外務省「政府開発援助 (ODA) 国別データブック 2008 カンボジア」 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/kuni/08_databook/pdfs/01-02.pdf
- (12) 詳細は、メコン・ウォッチ「国道1号線改修事業 (ADB 融資区間)」 <http://www.mekongwatch.org/env/cambodia/hw1-adb/index.html>
- (13) 詳細は、メコン・ウォッチ「国道1号線改修事業 (日本 ODA 支援区間)」 <http://www.mekongwatch.org/env/cambodia/hw1-oda/index.html>
- (14) NGO Forum on Cambodia. 2008. Report on the Field Survey on the Resettlement Impacts Caused by National Road No.1 Improvement Project. http://www.ngoforum.org.kh/Land/Docs/RAN/Layout_Resettlement%20Project%20On%20Road.01_ResettlementProject.pdf
- (15) 詳細は、メコン・ウォッチ「カンボジア土地管理運営事業 (世界銀行融資)」 <http://www.mekongwatch.org/env/cambodia/LMAP/index.html>
- (16) World Bank. 2002. World Bank Approves Credit for Land Management and Administration Project in Cambodia. <http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/PROJECTS/0,,contentMDK:20043963~menuPK:64282138~pagePK:41367~piPK:279616~theSitePK:40941,00.html>
- (17) LMAP の適用範囲については、世銀も改善の必要性を認めている。World Bank. 2009. Cambodia Land Management and Administration Project: Enhanced Review Report. <http://siteresources.worldbank.org/>
- (18) 異議申立て内容の詳細や申立て後の進展については、世銀独立審査パネル (Inspection Panel) のウェブサイト (以下) を参照。<http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/EXTINSPECTIONPANEL/0,,contentMDK:22512162~pagePK:64129751~piPK:64128378~theSitePK:380794,00.html>
- (19) ADB. 2004. Enhancing the Resettlement Legal Framework and Institutional Capacity. <http://pid.adb.org/pid/TaView.htm?projNo=37535&seqNo=01&typeCd=2>
- (20) この事業は、住民立ち退きが重要な課題であることを示す「A 案件」に分類されている。
- (21) ADB. 2009. Greater Mekong Subregion: Cambodia Northwest Provincial Road Improvement Project. <http://pid.adb.org/pid/LoanView.htm?projNo=42358&seqNo=01&typeCd=3>
- (22) ADB 理事会の決定については以下で議事録を参照。なお、米国理事室はこの案件に対して棄権票を投じている (第3段落) が、理由は強制立ち退きの発生ではなく、カンボジア政府のガバナンスの脆弱性にあると思われる。<http://www.adb.org/Documents/Board/Minutes/2009/M31-09.pdf>
- (23) 外務省「カンボジア王国に対する無償資金協力3案件に関する交換公文の署名式について」 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou/h21/090730_2.html

ビルマ

「軍事独裁援助」からの脱却

秋元由紀（メコン・ウォッチ/ビルマ情報ネットワーク）

すでに50年近く軍事政権下にあるビルマ（ミャンマー）では、欧米を中心とした国際社会からの度重なる要請にもかかわらず、実質的な民主化改革や人権状況の改善に向けた動きはない。欧米諸国が軍政に厳しい制裁を科す中、日本は長年に渡り軍事政権を支援し、援助を通じて影響力を行使しようとしてきた。だが、そうした関与の仕方がビルマの政治改革や国民生活全般の向上につながってきたとは言えないようだ。改めて、ビルマ国民のために日本ができることは何だろうか。

これまでの対ビルマ援助

日本政府はビルマに対する政府開発援助（ODA）のうち、円借款を1989年に凍結した。現在はサイクロン被災救援その他の人道支援、政府職員を日本に留学させる事業、植林事業などの無償資金協力や技術協力、草の根・人間の安全保障無償資金協力を行っている（表1・表2）。ここ数年のODA供与額は毎年30億円前後だ。円借款凍結前の1980年代には毎年500億円前後だったのに比べると、かなり減っていることがわかる。それでも1979年以降、ビルマにとって日本は、OECD諸国の中で最大の援助国である（最新データは2008年度分）。

円借款を凍結したのは、前年の1988年に大規模な反軍政運動が起きた際、軍が武力で応じ多数の死傷者を出したことに對する一種の制裁としての対応だった（注1）。それ以来この20年ほどは、ビルマの軍事政権（国家平和発展評議会＝SPDC、議長はタンシュエ上級大将）の施政に對する形で、日本が援助を増減させるパターンが定着している。最近では2007年8～9月に、僧侶が中心となって行った反軍政のデモ行進が弾圧されると、日本は数ヶ月間ODAの約束を止めた。逆に、ビルマで日本政府が評価するような出来事があれば、新たに支援を約束する。例えば、2002年5月に民主化運動指導者アウンサンスーチー氏が自宅軟禁から解放された直後には、パルーチャウン第二水力発電所改修工事のため6億2800万円を上限とする無償資金協力の交換公文が交わされた。

こうしたパターンは民主党政権になってからも踏襲されているようだ。目下、日本を含めた国際社会の関心は、ビルマ軍政が今年予定している総選挙が自由・公正に実施され、同国の民主化の進展につながるかどうかの点に集中している。2009年11月7日に行われた日緬首脳会談で、鳩山総理は「2010年の総選挙が我々の期待する方向で行われれば、我が国として様々な支援を強めていくことができるようになる」と述べた（注2）。総選挙を自由・公正に行えば援助を拡大すると提案したのだ。言い換えれば、軍政が日本からの援助をインセンティブとして、選挙が然るべく執り行われることを期待している。

総選挙の展望

しかし、この提案はそこまでの効果を持たないと思われる。これには二つの理由があるが、一つは、軍政は真の民主的国家を築くために選挙を行うわけではないという点だ。

1990年に自由・公正な環境下で行われた総選挙では、アウンサンスーチー氏率いる国民民主連盟（NLD）が大勝利を収め、軍政は大敗を喫した。以来20年間、軍政は「非合法的な政府」であることを理由に経済制裁を受けると、不本意な扱いを受け続けてきた。一方、2007年9月の反軍政デモが10万人規模まで膨れ上がったことからわかるように、国内では軍政への不満が非常に大きい。それゆえ今年の総選挙を自由・公正に行う

ことは、軍政にとってリスクが大き過ぎる。

総選挙が民主化改革の一環というのはプロパガンダでしかなく、実際には軍政、特に事実上の独裁者であるタンシュエ上級大将にとって、身体的・経済的に安全に政権から身を引くための出口戦略という性質が強い。選挙を「無事に」運営して見かけ上の民政移管を行うため、軍政は何年も前から力を注いできた。選挙を自由・公正に行えば、多くの国民の票を得て新しく生まれる政権が軍政の高官らを訴追などするかもしれない。こうした危険を回避するため、軍政は信頼できる勢力に議席の多数を占めさせることに務め励んでいる。

総選挙が根拠とする 2008 年憲法の起案は、アウンサンスーチー氏を始めとする民主化勢力を排除し自由な議論を禁じたまま、10 年以上をかけて軍政が一方的に進めたものだ。条文の内容も、二院制議会を持つが議席の 25% を軍関係者が占める、大統領には軍関係者しか就任できないなど、様々な形で軍支配の継続を保障している。また、憲法改正には 75% 以上の議員の賛成が必要で（25% が軍関係者のため軍の支持なしの改正は事実上不可能）、現軍政関係者の訴追免除規定まである。軍事支配の制度化に過ぎないこの憲法に基づく限り、仮に投票が自由・公正に行われたとしても、ビルマという国が民主的になるとは言えない。

憲法の承認手続きとして行われた国民投票も形ばかりのもので、民主的な手続きからは程遠かった。国民投票の実施や憲法草案に異議を示すことは法律で禁じられ、投票の際は意思に反して賛成票を強要されるなどの不正行為がビルマ全土で起きていたことが報告されている。そして今年 3 月に発表された選挙関連法では、アウンサンスーチー氏が総選挙に参加できないことや、氏が書記長を務める国民民主連盟（NLD）が総選挙に参加するには氏を党から除名しなければならないことが定められていた（注 3）。総選挙に参加する政党も、刊行するすべての出版物が検閲に晒され、軍や軍政の批判は一切禁止される。また、軍政は総選挙をにらんで政治弾圧を強め、政治囚は約 2200 人にも上っているが（注 4）、うち約 1000 人は 2007 年 8 月以降、新たに拘束された人々である。このように、総選挙の実施は国民の真意を問うために計画されたものでなく、軍政による支配を表向き合法化し、固定するためのものでし

かない。

プロセスとしての総選挙はすでに始まっているが、軍政に公正な選挙実施の知識や技術が欠けているというわけではない。ただ軍政は、命がけで自由・公正にならぬよう努力しているのである。したがって仮に日本が巨額の援助を約束したとしても、「それなら」と総選挙を自由・公正に行おうとするはずがない。

天然ガス輸出による収入の重要性

日本政府の提案が期待できない二つ目の理由は、軍政が日本からの援助の有無に関わらず莫大な外貨収入を得ていることである。日本が 1989 年に円借款を凍結した後、軍政はすぐさま天然ガス輸出という、より大きく使いやすい収入源を確保した。このため軍政にとっての日本は、援助を理由にたやすく要請に従うような手強い相手ではなくなっている。

現在の軍政は、天然ガスや木材、宝石など、豊富な天然資源を輸出して得た外貨収入により支えられている。中でも 90 年代終わりからタイへの輸出が始まった天然ガスによる収入が突出している。天然ガスの輸出は今やビルマの輸出総額の約半分を占め、外貨収入源としては最大だ（注 5）。軍政の外貨準備高を 40 億ドルとする推定もある（注 6）。日本の対ビルマ ODA は現在も少なくはないが、軍政が毎月 1 億ドル以上稼いでいることを考えると、日本からの援助に軍政がどの程度の重大性を見出しているかは疑問だ（ただし、ODA ではないが、日本政府は、ビルマ沖で天然ガス田の開発を行う日石ミャンマー石油開発に 50% の出資を続けている、表 3）。

また、例えば日本の無償資金協力によって実施されている案件は、軍政自らがそうしようと思えば賄える規模のものである（表 1・表 2）。ODA とは本来、発展途上国の政府が国民の生活を向上させる努力を支えるために行うものではないか。ところが軍政は、天然ガスの輸出などから得た収入の大部分を軍備拡充や新首都建設等に費やし、医療や教育分野にはほとんど使っていない。そこへ日本がせっせと学校の建設や病院の設備拡充のために ODA を拠出している（※ここではハコモノ援助の是非については触れない）。軍政は天然ガ

BOX：「アジアのダルフル」と言われるビルマ東部の惨状

タイ・ビルマ国境のビルマ側、ビルマ東部地域（北からシャン州、カレンニー（カヤー）州、カレン（カイン）州は、シャン、カレンニー、カレン等の民族居住地域である。ここはまた、カレン民族同盟（KNU）などの武装民族勢力とビルマ国軍とが支配権をめぐり対立している紛争地域でもある。

ビルマ東部に駐留するビルマ国軍兵士は1995年から倍増しており、ビルマ軍事政権（国家平和発展評議会＝SPDC）は徐々に支配領域を広げてきた。そうした中、住民がビルマ国軍勢力による軍事攻撃で狙われたり、強制労働や土地の接収といった被害に遭うことも少なくない。

1984年以降、ビルマ東部での戦闘やビルマ軍による虐待行為を逃れ、民族住民が国境を越えてタイに入ってくるようになった。現在、タイ・ビルマ国境には9つの難民キャンプがあり、約14万人が暮らしている（注7）。

ビルマ東部にはこのほか、戦闘などを逃れて住んでいた村を出ざるを得なくなったが、タイには渡っていない国内避難民（IDP）が、約50万人いると推定されている。1996年以来、3500の村や集落がビルマ国軍の攻撃により破壊され、2008年8月から2009年7月までの1年間だけで7万5000人が家を追われたことがわかっている。移動させられた村落数の多さはスーダン・ダルフルに匹敵し、ビルマ東部で人道に対する罪が起きていることを示す最も重要な指標として認識されている（注8）。

ス輸出により毎月1.3～1.8億ドルもの収益を得ているのだから、意思さえあればその程度の学校建設や病院設備拡充は簡単にできるはずである。日本は現在、軍拡を進めながら国内の不満を抑え体制を維持してきた軍政が「できるのにしない」案件のためODAを行っているように見える。

日本の援助が国民を支えるために

日本は軍政との関係を良好に保とうとするあまり、軍政にとって「都合のいい国」になってしまっていないか。今後、主要な民主化運動勢力は参加せずに生まれる新政権に対しても、日本政府はこれまでと同様の支援をするだろうと、軍政も見ているのではないか。他方、日本にとって、民主化改革を行わず人権侵害も止める兆しすらない政権を支援し続けることに、いったいどんな利点があるのか私たちには見えてこない。

タイやバングラデシュなど、ビルマと国境を接する国々には多数のビルマ難民が暮らしている。またビルマ国内にも少なくとも数十万人の国内避難民がおり、衣食住に事欠く生活を送っているとされる（BOX参照）。日本にはまず、このように人道支援を最も必要としている難民や国内避難民に安定した支援を行ってほしい。この点に関し、日本は今年、タイの難民キャンプにいるビルマ難民の第三国定住を受け入れるという新しい試

みを行う予定だ。初年度の受入数は30人と他の受入国に比べると少ないが、動きとしては評価できる。しかし第三国定住の対象となる難民は限られているし、そもそもビルマ国内で弾圧や紛争が続く限り、新たな難民の流出が止むことはない。したがって、日本政府は第三国定住受け入れがあくまでも対症療法であることを認識した上で、ビルマ国内情勢が改善され、国民が安心して生活できる環境を整えるためにどう動くべきか、真剣に検討するべきだろう。

民主化促進や人権保護を謳ったODA大綱を遵守するならば、数十年待ってもそれらについて努力しなかった軍政ではなく、首尾一貫して民主化改革や人権状況の改善に取り組むビルマ内外の民主化運動団体や人権保護団体などにこそ援助を行うべきである。迫害を恐れてビルマを離れ、日本で難民認定を受けたビルマ人も多数いる。その中には、民主主義政権の下であれば政界や経済界で指導力を発揮できそうな人も多い。その人たちが日本で教育を受け続けられるよう、奨学金等を設けることも考えられる。ビルマの軍政が刷新を喧伝する今年の選挙は、日本としても新たな政権に対し外交的なメッセージを発信する好機である。新政権に舐められることなく、市民の側を支援する姿勢を示唆することで、民主主義国家としての存在感を打ち出せるし日本のODAを援助の名に値するものへ変化する道が開けるだろう。

【追記】2010年3月26日、岡田外相は「(昨年11月に可能性が示された)日本政府による本格的な経済支援は、我々が期待している全ての関係者が参加できる開かれた選挙が実現した場合の話であり、今の状況ではそういったことにはならない」と、フランミン駐日大使に伝えたことを明らかにした(外務省発表の記者会見記録)。一方、4月26日に軍政の大臣・副大臣23人が軍を退役して民間人となり、4月29日、テインセイ

ン首相は大臣・副大臣27人を党員とした新党「連邦団結発展党」の登録を申請した。こうした大臣らが総選挙に出る場合、同党から出馬する可能性が高い。新憲法の下では、選挙後に発足する上下両院の25%の議席が自動的に軍人に割り当てられている。現軍政の閣僚らに軍籍を離脱させ民間人枠から出馬させることで、軍人枠以外の議席にも多くの軍関係者を当選させ、議会での支配力を確保する思惑があると見られる。

表1 交換公文が締結された対ビルマ無償資金協力案件

	案件名(約束月日、額)	約束合計額
平成21 (2009) 年度 (注9)	食糧援助(WFP連携)(2010年1月18日、5億1000万円)	17億4700万円
	サイクロン「ナルギス」被災地小学校兼サイクロンシェルター建設計画(2009年12月4日、5億8100万円)	
	人材育成奨学計画(2009年7月24日、3億4800万円)	
	結核対策薬品機材整備計画(2010年3月31日、3億800万円)	
平成20 (2008) 年度	貧困農民支援(FAO経由)(2009年1月23日、2億円)	9億4700万円
	マラリア対策計画(2008年9月12日、3億4600万円)	
	人材育成奨学計画(2008年7月4日、4億100万円(注10))	
平成19 (2007) 年度	第八次母子保健サービス改善計画(2008年1月14日、2億400万円)	6億7200万円
	中央乾燥地植林計画(第5期)(2007年6月28日、6100万円)	
	人材育成奨学計画(2007年6月28日、4億700万円)	
平成18 (2006) 年度	中央乾燥地植林計画(第4期)(2006年8月17日、3億3000万円)	6億4000万円
	第七次母子保健サービス改善計画(2006年11月22日、3億1000万円)	
平成17 (2005) 年度	人材育成奨学計画(2005年6月27日、4億8400万円)	11億8600万円
	人材開発センター建設計画(2005年6月27日、4億900万円)	
	中央乾燥地植林計画(第3期)(2005年6月27日、2億9300万円)	

■注

- (1) ただし、凍結から10年近くたった1998年にはヤンゴン国際空港拡張工事のために約25億円の円借款を行っている。当時、「民主化は進んでいない。円借款の凍結を解除するのは時期尚早だ」として援助に反対する市民団体や在日ビルマ人らに対し、外務省は「1989年に凍結したのは新規案件である。ヤンゴン国際空港拡張工事はその前から実施が決まっていた継続案件なので、そもそも凍結の対象ではなかった」と回答した。その後、円借款は新規・継続案件にかかわらず行われていない。
- (2) 外務省発表会談概要。
- (3) NLDは3月末、選挙関連法があまりに不公平だという理由で総選挙に参加しない方針を決定。登録申請の期限が切れた5月7日、NLDは解党を余儀なくされた。
- (4) 2010年3月末現在、政治囚支援協会。
- (5) Human Rights Watch, Burma: Foreign Investment Finances Regime, Press Release (October 2, 2007) .
- (6) ヒューマン・ライツ・ウォッチ「ビルマ：人道支援へのアクセスの即時実現こそが最優先事項」(2007年5月21日)。

- (7) 日本政府は今年、この中から30人の難民の「第三国定住」を受け入れる予定。
- (8) 破壊された村や難民・国内避難民の数はタイ・ビルマ国境支援協会による。
- (9) 外務省ウェブページ「平成21年度無償資金協力(地域・国名別)」(http://www.mofa.go.jp/MOFAJ/GAIKO/oda/data/zyoukyou/siryo_5_44.html)より。
- (10) 本案件について2008年7月4日に限度額を3.92億円とする公文交換が行われた(http://www.mofa.go.jp/MOFAJ/GAIKO/oda/data/zyoukyou/h20/080704_2.html)。しかし外務省『政府開発援助(ODA)国別データブック2009』では、4件分として4億100万円という額が記載されている。ここでは後者の数字を使った。
- (11) ビルマ情報ネットワークが分類した。
- (12) 外務省『政府開発援助(ODA)国別データブック2009』による。
- (13) ビルマ情報ネットワークが分類した。
- (14) 外務省『政府開発援助(ODA)国別データブック2008』による。
- (15) 同上。
- (16) 同上。

表2 贈与契約が交わされた対ビルマ草の根・人間安全保障無償資金協力案件

	総件数、内訳	総額
平成 20 (2008) 年度	31 件 (注 11) ・学校建設・改修 21 件 ・医療施設 5 件 ・橋建設 2 件 ・その他 3 件	2 億 7900 万円 (注 12)
平成 19 (2007) 年度	30 件 (注 13) ・学校建設・改修 11 件 ・医療施設 10 件 ・水道設備 3 件 ・橋建設 0 件 ・その他 6 件	2 億 5100 万円 (注 14)
平成 18 (2006) 年度	38 件 ・学校建設・改修 13 件 ・医療施設 15 件 ・水道・配電設備 2 件 ・橋・道路建設 5 件 ・その他 3 件	2 億 9800 万円 (注 15)
平成 17 (2005) 年度	18 件 ・医療施設 14 件 ・学校建設 2 件 ・橋建設 1 件 ・その他 1 件	1 億 4900 万円 (注 16)

表3 ビルマ沖「イェタゲン」天然ガス田開発への日本政府の関与

<p>イェタゲン田の権益比率</p> <p>日石ミャンマー石油開発 19.32% (保有権益分の生産量は 12,000BOED) ペトロナスチャリガリ (マレーシア国営石油会社の探鉱子会社) (オペレーター) 40.91% MOGE (ミャンマー国営石油会社) 20.45% PTTEP (タイ PTT の探鉱子会社) 19.32%</p> <p>日石ミャンマー石油開発の出資比率</p> <p>JX日鉱日石開発 50% 日本国 50%</p>
--

貧困削減？ 貧困の創出？

ラオス・ナムトゥン2ダムに見る開発援助の問題

東 智美（メコン・ウォッチ）

ラオス：貧しい国？ 豊かな国？

ラオスは周りを中国、ビルマ（ミャンマー）、タイ、ベトナム、カンボジアに囲まれた東南アジア唯一の内陸国である。日本の本州とほぼ同じ23.7万平方キロの国土に、東京23区（人口約882万人）よりも少ない632万人（2008年）の人々が暮らしている。

このラオスという国について、ある人は「貧しい」と言い、ある人は「豊か」だと言う。ここではまず、ラオスをめぐる二つの見方を紹介したい。

……タイを除くといずれの国でも一人当たりGDPはまだ1000ドルに満たません。わたくしは、ベトナムを先頭として、ラオスやカンボジアが1000ドル水準に達する日が、彼ら自身の努力と日本を始めとする域外国、それに何よりASEAN全体の支援があるならば、向こう10年以内にでも訪れるだろうと思います。訪れさせなければならぬと思う次第です。（略）もしそうなりますと、これは文字通り、「希望と発展の流域」になります。（注1）

これは、08年5月に開催された国際交流会議において、高村正彦外務大臣（当時）が行ったスピーチの抜粋である。ここで強調されているのは、ベトナム、ラオス、カンボジアにおいて、一人当たりのGDPが1000ドルに達することが、メコン地域にとって「希望と発展」であり、その実現のために日本を始めとする各国はこれらの国を支援しなければならない、ということだ。ちなみに、ラオスの一人当たりのGDPは678ドル（07年）で、1000ドルを大きく下回っている。

もうひとつ、世銀のグループ機関である国際開発協会（IDA）の報告書を紹介しよう。

……もうひとつの懸念は、ミレニアム開発目標（MDG）に関するラオスPDR（※原文ママ）の指標の一部が東アジア・大洋州地域で最低の水準にあることです。（略）

国内歳入（約7億5500万ドル、タイGDP比約14.2%）はMDGを達成するにはまだ不十分です。ラオスが貧困と社会問題を克服しようとするなら、年間7%の成長率を達成し、2020年までこのレベルを維持させることが必要になるでしょう。（注2）

日本政府と、日本政府が巨額の出資をしている国際機関のラオスに対する見方に共通しているのは、「指標」を見ればラオスが「貧しい」国であることは歴然とした事実であり、貧困削減のためには経済成長が必要であるという点だ。さらに、その経済成長を支援していくことが、日本政府や開発機関の役割だとしている。

それでは、いったいどうして、一人当たりのGDPが1000ドルに満たない国を「豊か」と見る人が他方にいるのだろうか。

今もラオスの人々の多くは農村部に暮らし、豊かな森林や川の恵みを享受している。次ページの写真は、上記IDAの報告書で、4分の3近くの人々が貧困状態にあるとされる北部ラオスの、さらに「貧困は特に深刻」な少数民族の村で採れた非木材林産物（NTFPs）である。

ラオスには24時間開いているコンビニエンスストアはないが、森に入れば、食卓に並ぶおかずから薬草、家具の材料まで手に入れることができる。さらに、メコン河やその支流では、雨季と乾季で水位が大きく変動する。洪水被害が起きることもあるが、洪水は負の影響だけではなく恩恵をももたらす。雨季の間に運ばれた土砂によって作られた肥沃な川岸の土壌で、人々は乾季の間に野菜を作り、洪水が引いたあとにできた池で魚を捕まえる。こうした自然資源に支えられた「豊かな」生活がまだラオスには残っている。

もちろん、「貧しい国」「豊かな国」といった見方は、きれいに分けられるわけではない。ラオスという国のなかに二つの側面は混在している。しかし、現在ラオスで進められている開発事業を見ると、ラオスが持っていないもの、すなわち「貧しさ」だけに目が向けら



さまざまな非木材林産物が並ぶ地方の朝市

れて、ラオスが持っている数字では表せない「豊かさ」が無視されているように思えてならない。

そのひとつの象徴が、現在ラオスで進められているナムトゥン2ダム水力発電事業である。

ナムトゥン2水力発電事業

ナムトゥン2ダムは、タイへの売電による「貧困削減」を主な目的として、ラオス中部のカムアン県に建設された水力発電ダムである。発電能力1070MWのうち995MW分をタイに輸出し、残りが国内供給に充てられている。

同事業は、IPP（独立系発電事業者）によるBOT方式を取り、事業実施者であるナムトゥン2電力会社（NTPC）が、ダムを建設（Build）し、25年間運営（Operate）した後、ラオス政府に受け渡される（Transfer）。NTPCには、フランス電力公社（35%）、ラオス電力公社（25%）、タイ発電公社（EGAT）の子会社EGCO社（25%）、イタルータイ開発会社（15%）が出資している。総事

業費は約14.5億ドルで、ラオス最大の公共事業である。メコン河支流のナムトゥン川を堰き止め、高さ48メートルのダムが建設されたことで、高原の湿地帯450平方キロメートル（琵琶湖の3分の2に相当）が水没した。

環境・社会影響の大きい同事業をめぐるっては、10年以上にわたり国際的な論議が展開されてきたが、05年に世銀およびアジア開発銀行（ADB）が同事業への支援を決定したことを受け、本格的に着工されることとなった。08年4月に住民移転が完了、貯水池への湛水が開始され、去る10年3月15日にダムのフル稼働とタイへの電力輸出が始まった。

「貧困削減」のシナリオへの疑問

同事業が描くシナリオは、売るものがないラオスにダムを作り、電気をタイに売って得た収入を教育・保健分野に回すというものである。しかし、ラオスでは政府の歳出・歳入管理の仕組みが整っているとは言い難い。現状の行政システムの下、本当に教育・保健分

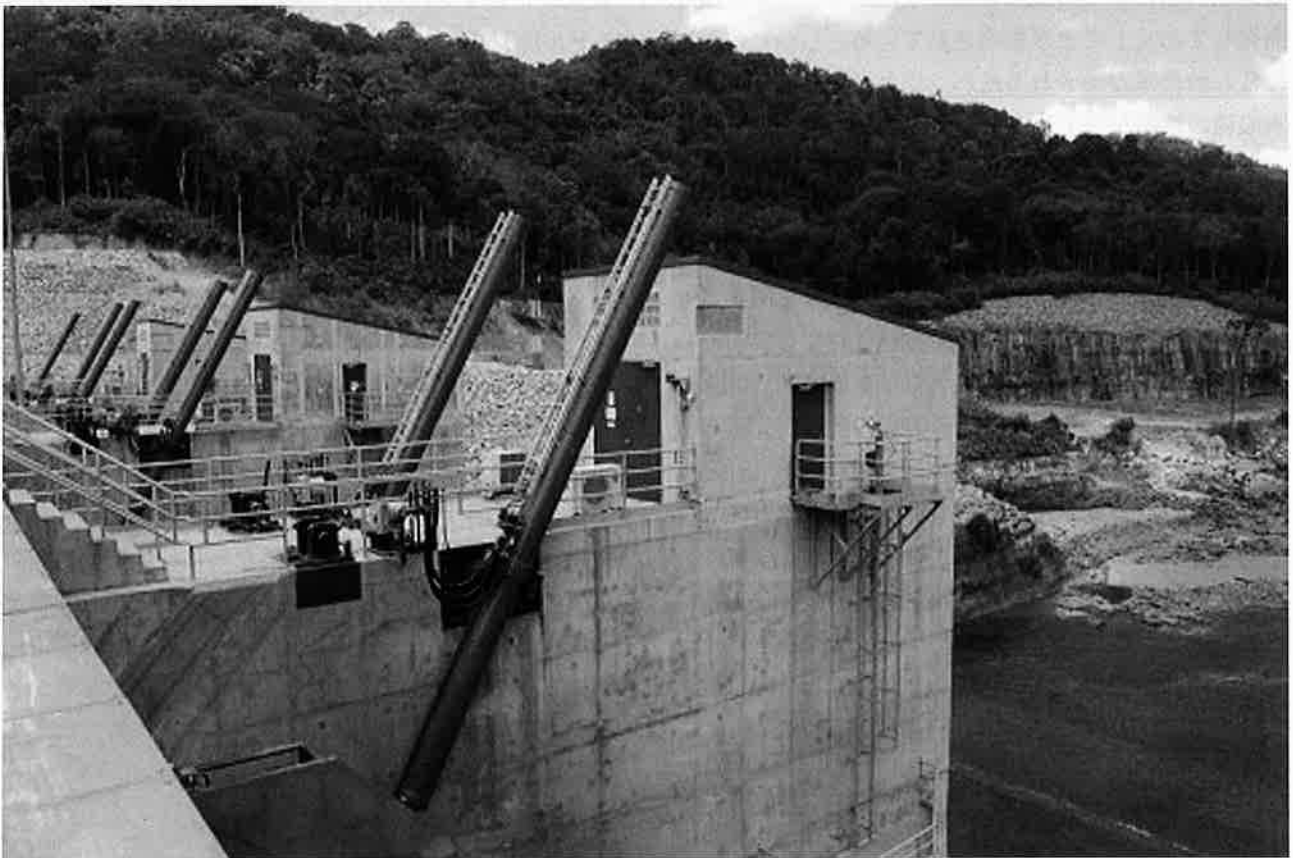
野に収入が回るのかと言えば疑問が残る。

また事業の実施者は、ダムによって移転した人たちに対しても、生計回復プログラムを実施し、貧困削減を達成するとしている。ちなみにラオス政府が設定している貧困ラインは、1世帯当たり年間850ドルである。移転前の住民の収入は450ドルほどであり、移転住民＝貧しい人たち、という認識が移転事業の前提になっている。これを生計回復プログラムによって、5年後には1200ドルにするという計画である。

住民移転が完了してから2年経った今、移転先の

んできた人々は、水田、焼畑地、そして放牧地を失い、企業からトレーニングを受けた換金作物栽培によって生計を立て直そうとしている。

ところが、移転のパイロット事業が02年に始まってから8年、移転完了から2年経つ現在になっても、移転村で作られる換金作物や手工芸品のマーケットは確保されていない。かつては、米が十分に採れなければ、森に入りタケノコを採って食べたり売ったりすることもできたし、緊急時には家畜を売ることもできた。しかし、タケノコを採っていた森も、水牛や牛が草を啄



ナムトウン2ダム。2010年3月にフル稼働を開始した

村にはトタン屋根の家屋が並び、多くの家にはテレビ用の衛星チューナーが設置されている。バイクや車を持つようになった家族もいる。住民に移転して何が良かったかと尋ねると、真っ先に「家が立派になった」との答えが返ってくる。しかしそれだけで、人々の生活は豊かになったと言えるのだろうか。

事業実施者や国際金融機関が描く貧困削減への道筋には、いくつかの大きな疑問がある。

ひとつは、当事者となった住民の長期的な生計回復が本当に可能なのかという点である。貯水池が造られたナカイ高原では、6200人の人々が移転を強いられた。それまで水田や焼畑で米を作り、牛や水牛の放牧を営

んでいた放牧地も、現在は水底に沈んでしまっている。

水田を失った移転住民は、換金作物は売れないし、米を買う収入が得られるかどうか分からないなか、与えられたわずか0.66ヘクタールの補償農地で、焼畑耕作による米作りをしている。焼畑耕作自体は、十分な休閑期間を取ってローテーション式で行えば、持続的な農業形態であり得る。しかし、もともと米作を予定していなかった小さな補償農地では、必要な休閑期間を取ることはできない。住民移転が行われたナカイ高原では、移転後、毎年同じ場所で連作が行われており、土壌の劣化は必至である。

二つ目に、「貧困削減」のために約束された様々な環境・社会配慮策に綻びが出ている。ダムフル稼働とタイへの電力輸出が始まったが、同事業のコンセッション契約や世銀のセーフガード政策には、商業運転開始までにクリアすべき環境社会配慮上の要件が定められていた。しかし、それらの要件が満たされないまま、NTPCはダムの操業に踏み切ったのである。

現地を訪問したNGO、インターナショナル・リバーズの報告（10年3月）によれば、発電後のNTPCとラオス政府の間で結ばれたコンセッション契約では、「商業運転開始日までに適切な質の生活用水の入手方法を開発しておく」ことが約束されている。しかし、発電に使われた水が流されるセバンファイ川沿いでは、給水設備の整備が完了しておらず、住民は09年12月の試運転以降、清潔な生活用水のアクセスに困難を抱えている。

また、同地域では増水によって川岸の野菜畑を放棄せざるを得ない状況だが、世銀の住民移転に関するセーフガード政策に反し、畑の所有者に対する事前の補償は行われていない。同じくナカイ高原でも、コンセッション契約に定められた灌漑設備の普及が完了していない。

事業のコンセッション契約や世銀のセーフガード政策に違反したまま操業が開始されたことは、事業の影響を受ける人々に対する環境社会配慮がないがしろにされ、経済的利益が優先されたことに他ならない。適切な環境社会配慮が行われることを確約し、同事業を支援してきた世銀、ADBの責任も問われている。

はかられない「豊かさ」と創り出される「貧困」

「貧困削減」を謳い建設されたナムトゥン2水力発電事業は、他の多くの開発事業と同様、豊かさや貧しさを数字ではかろうとすることで、数値化できない豊かさを破壊することにつながっているのではないだろうか。

同事業を進めるNTPCや国際金融機関は、「移転後、移転住民の現金収入は向上した」と主張している。NTPCが実施する生活基準管理調査の結果が一般公開されていないため、現金収入の増加の実態は明らかでない。現在のところ、貯水池で捕れる魚が大きな収入源になっていると見られるが、一般的に貯水池の漁獲量

は貯水後数年で減少する傾向にあり、貯水池漁業のみに頼る生計回復は持続的とは言えない。また、移転に際し放牧地の不足から家畜を売らざるを得なかったこと、あるいは村落森林組合の配当金などの一時的な収入が、移転住民の現金収入を押し上げている可能性もある。

それでも、移転住民の収入だけを見ていれば、事業が掲げる「貧困削減」の目標は達成されるだろう。だが、それは言い換えれば、かつての現金をさほど必要としない生活から、現金がないと食べていけない生活に転換させられたということでもあるのではないだろうか。収入が1日1ドル以下の生活が貧しいというが、1日1ドル以下でやっていけた生活よりも、1日2ドルないとやっていけなくなった生活の方が豊かだと、果たして言い切れるものだろうか。

ラオスの現状を見るに、貧困を単純に数値化し、それを削減するプロジェクトのなかで、数値化されない豊かさが不可視化されている。多くの人々は、開発が（仮に多くの問題を含んだとしても）最終的に人々を豊かに、そして幸せにすることだと捉えている節があるが、ナムトゥン2ダムの事例のように、開発によって貧困が生み出されることもある。

ナムトゥン2ダムによる環境・社会影響が顕在化しているなか、メコン・ウォッチとしては引き続き、事業による被害を回避・緩和するために、現地で何が起きているのかをモニタリングし、事業を支援してきた国際金融機関、日本政府、企業に対し改善を求めていくこと。さらには、ラオスの人々が持っている豊かさを映像で記録したり、それをラオスの国内外で伝えていく活動を行っていきたくと考えている。

■注

- (1) 高村正彦、2008年5月23日、「メコンの成長はASEANの利益、ASEANの成長は日本の利益」『国際交流会議「アジアの未来」2008』http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/20/ekmr_0523.html
- (2) IDA、2009年7月、『IDAの取り組み ラオス人民民主共和国：高まる気運』http://siteresources.worldbank.org/EXTIDA/JAPANESE/Resources/070621_IDAatWork_Lao_PDR_J.pdf

ラオス・ナムトゥン2ダム

環境社会配慮の要件を満たさないうまま運転開始

メコン河開発メールニュース 2010年3月22日

3月15日、ラオスのナムトゥン2ダムがタイへの電力輸出を開始しました。同事業のコンセッション契約や世界銀行のセーフガード政策には、商業運転開始までにクリアすべき環境社会配慮上の要件が定められています。しかし、それらの要件は満たされないまま、ナムトゥン2電力会社（NTPC）はダムのフル稼働に踏み切りました。

現地を訪問したNGO、インターナショナル・リバーズの報告によれば、発電後の水が流されるセバンファイ川沿いでは、給水設備の整備が完了しておらず、住民は昨年12月の試運転以降、清潔な生活用水のアクセスに困難を抱えています。また、同地域では増水によって川岸の野菜畑を放棄せざるを得ない状況ですが、畑の所有者に対する事前の補償は行われていません。住民移転が行われたナカイ高原でも、コンセッション契約に定められた灌漑設備の普及が完了していません。

NTPCは、3月17日に発表したプレスリリースの中で、今回のフル稼働を「商業運転（commercial operation）」とはせず、「商業的な電力の輸出（commercial export of electricity）」としています。これは、商業運転開始までに達成すべき環境社会配慮を先送りにしたことに対する言い逃れに他なりません。適切な環境社会配慮が行われることを確約し、同事業を支援してきた世界銀行、アジア開発銀行の責任も問われます。

以下では、ナムトゥン2のフル稼働を伝える現地英字紙の報道を日本語訳で紹介します。

ナムトゥン2ダム、タイへの電力輸出を開始

2010年3月18日 ビエンチャン・タイムズ紙、Ekaphone Phouthonesy 記者

ラオス最大の水力発電所であるナムトゥン2発電所が、タイへの電力輸出を開始した。この発電所は、内陸国であるラオスにとって、新たに主要な収入源となる。ナムトゥン2電力会社（NTPC）は、昨日（3月17日）、タイ発電公社（EGAT）に対し、商業レートで1,000メガワットの電力の供給を開始したと発表した。同社によれば、月曜日（3月15日）、ラオス中部のカムアン県にある1,088メガワットの発電所で、輸出用の4つのタービンがフル稼働を始めた。ラオスの国営企業であるラオス電力公社（EDL）に対しても、この発電所で作られた電力の販売が始まっている。この14億ドル（約1,260億円）の水力発電事業の建設は2005年に開始された。ラオスの電力網への配電とタイへの電力輸出は、2009年12月に開始される予定であった。しかし、技術的な問題からフル稼働は今年初旬まで延期された。ナムトゥン2水力発電所は、ラオス政府にとって主要な収入源になると見られている。

ナムトゥン2電力会社の報告によれば、同発電所は平均で年8,000万ドル（約72億円）の収入をラオスにもたらすと見られている。25年間のコンセッション期間、収入は税金、ロイヤリティ、配当金の形で入ってくる。操業期間を通じて、収入は20億ドル（約1,800億円）以上になると見積もられている。ラオス政府は、これらの収入を貧困撲滅に使うことを確約している。同発電所への投資はBOT方式で行われた。株主は25年間この設備を運営し、その後、ラオス政府に設備を受け渡すことになっている。株主は、フランス電力公社（35%）、ラオス国有のLao Holding State Enterprise社（25%）、タイのElectricity Generating Public Company（EGCO）社（25%）、同じくタイのイタリアン・タイ開発会社（15%）である。

ラオス・エネルギー鉱業省の高官によれば、プロジェクトの開発事業者は、NTPCや発電所の管理について、ラオス人のスタッフをトレーニングし、外国人スタッフと入れ替えることを計画している。これにより、25年後、ラオス政府が同発電所を運営することが可能になる。他の3つの発電所ービエンチャン県のナムグム2とナムリック1・2、ルアンナムター県とボケオ県のNam Nhone発電所ーも今年、商業運転を開始する予定である。現在、ラオスでは10の水力発電所が操業中である。その他に17の発電所が計画段階、45の発電所が実施可能性調査の段階にある。政府は、将来、計画されている水力発電所が稼働し、ラオスが「ASEANのバッテリー」となることを期待している。（翻訳・文責：東智美/メコン・ウォッチ）

誰のための援助、という古典的な問い タイの事業に見る援助と評価

木口 由香（メコン・ウォッチ）

はじめに

個人的な話から始めるのを許していただきたい。

昨年の5月、タイへの出張の際に機中でたまたま手にとった新聞を開くと、大きな色文字で「ラヨン県マプタットを含む3郡を公害管理地域に指定」という見出しが躍っていた（マティジョン紙、2009年5月7日付）。これがきっかけで二つのことを思い出した。

ひとつは、メコン・ウォッチが06年5月に開催したセミナーの内容である。タイの環境NGO「代替産業ネットワークキャンペーン」（CAIN）のペンチョム・セータンさん（当時）に報告していただいたのは、タイ東部ラヨン県のマプタット工業団地を含む東部臨海工業地帯における公害問題だった。環境汚染による住民や労働者の健康被害、産業ゴミ問題、水質汚染……そこではまるで、話に聞く日本の60年代のような深刻な公害が進行していた。

もうひとつは、十数年前に1ヶ月ほど、タイ語通訳として仕事をしていたときのことだ。タイへの工場進出を決めていた日本企業が、現地では指導的立場に立つ人たちを日本へ招き研修を行っていた。ある日、地方の工業団地でメッキ加工の汚水処理工程を見学していた。わからない専門用語にたどたどしい通訳をしていた私を見かねたのか、企業の担当者は「ああ、ここはいいよ。タイでは使わないから」と、次に行くよう促した。どうしてかと尋ねると「これだけの環境基準は（タイでは）求められていないからね」という答えが返ってきた。

その担当者の方の表情は複雑だったように思う。これまで努力して高めてきた技術を捨てなくてはならないのは、技術者としては忸怩たる思いがあるのではと想像した。厳しい国際競争のなかで企業が海外進出するとき、人件費だけでなく安い操業費をも求めざるを得ない、という現実を肌で感じた一瞬だった。

その二つの記憶がこの記事を見たことで繋がったの

である。もちろん、すべての企業が環境水準を落として操業しているとは思わない。しかし、ペンチョムさんが報告した事実からは、当時の海外企業の工業進出が、タイ国内に石油化学工業の製造技術を呼び込み、雇用を生んでも、最新の環境配慮技術や日本社会の苦い経験が真に伝達されることはなかったように思えてならない。

本稿では、上記のマプタット工業団地、さらにラムタコン揚水発電所という二つのODAプロジェクトを取り上げながら、改めて誰のため、何のための援助かという問いに迫っていきたい。

援助の「成功例」が公害管理地帯へ

東部臨海開発計画は80年代から90年代前半、タイ政府が（1）軽工業から重工業へ産業転換を図る、（2）首都バンコクへの（工業の）一極集中を緩和させる、の二点を主な目的に策定したものである。マプタット工業団地は、その計画の中心的な位置を占めている。これに対し80年代前半、国際協力機構（JICA、当時は国際協力事業団）による開発調査などが多数実施された。またタイ政府の要人が来日した際、鹿島工業団地を見学させるなど、日本の工業団地と港湾をセットにした開発がモデルとしてタイ側に示されていた。さらに日本政府は、マプタット工業団地の建設、周辺の深海港整備、水源となるダム建設、交通網整備などで現在までに1787億6800万円の円借款（貸付承諾総額の累計）を供与した。

この事業はタイの工業化の拠点となり、経済成長に貢献したと両国政府に高く評価され、タイ政府はこの事業が「最も成功した工業化の事例」としている。また日本の外務省も、「両国の緊密な協力関係のもと、日本が提案したプロジェクトのほとんどが円借款によって実現するという、技術協力と資金協力の連携が極め

てうまく機能した成功例を導き出した。現在、東部臨海地域はバンコク首都圏に次ぐ第二の産業エリアへと発展し、GDP 成長率や民間投資額、雇用機会の創出などでタイの全国平均値を大きく上回っている」(注1)とこの事業を高く評価している。

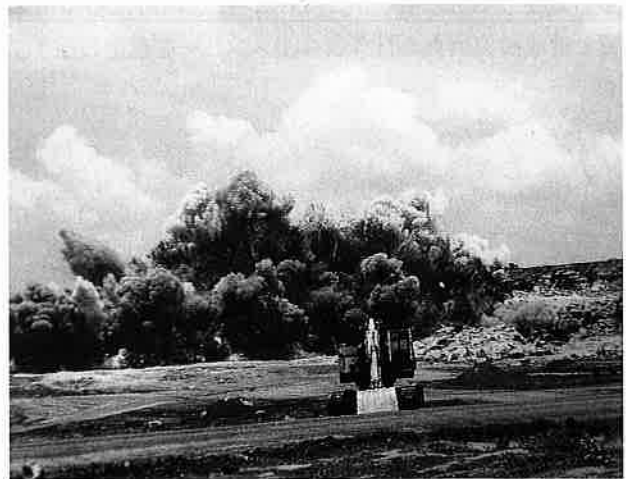
もちろん、その経済的成功は事実であろう。だがその陰では、地域の人々が生活環境の悪化や病気の恐れに直面していたことも、もう一方の事実だ。96年頃から汚臭の悪化が問題となり、工業団地に近い地域の学校は03年には移転を余儀なくされた。また、99年のCAINと研究者の調査では、石油化学系の工場から20種類以上の揮発性有機化合物の排出が確認されている。周辺の土壌や水源が長年にわたり汚染されていることは明らかで、最近では、マプタプットの住民や労働者の遺伝子異常が高率に認められ、がん発症の危険が高いとの報告がなされている(注2)。

人々は長年、行政や工業団地に対応を要求してきたが、最終的には裁判という手段で解決を求めざるを得なかった。そして09年9月29日、タイ・中央行政裁判所がマプタプット石油化学工業団地における新規投資凍結の仮処分を下したことは、日本の新聞でも報道された。このときは、76件の新規事業(投資総額約1兆円)が対象となった。06年に改正されたタイ憲法は、地元住民に多大な影響を与える事業では、環境影響評価(EIA)だけでなく、健康影響評価(HIA)、公聴会、独立専門機関による意見表明の機会を経なければならない、と定めている(67条2項)。新規事業はこれらの要件を満たしていないと判断されたのである。この原稿を書いている時点で、タイ政府は67条2項を実施する法整備を急いでいると伝えられ、今後の工業団地の管理について議論が交わされている最中である。

埋もれた健康被害

次に紹介するラムタコン揚水発電所は、タイ東北部を西から東に流れるムン川(メコン支流)の支流、ラムタコン川に位置する。既存のラムタコン貯水池に、揚水発電のための上部貯水池、水路、発電所などを建設した事業である。94年、タイ発電公社(EGAT)が事業主体、JICAが調査、海外経済協力基金(現・JICA)が182億4200万円、世界銀行が1億ドルを融資、フランス、ポルトガルなど、各国の企業が参加するなか、電源開発(現J-Power)の施工監理で工事が始まった。

大規模な住民移転も発生せず建設工事のために雇用も生まれ、地域住民は当初この事業を非常に歓迎していたという。しかし95年末から2年7ヶ月の間、上部池建設のため、ほぼ毎日爆破作業が行われたことから様相が変わる。爆破作業は午前11時半と午後6時の1日2回行われ(注3)、空高く舞い上がった粉塵は風向きによってそのまま山腹の村に降り注ぎ、周りが見えなくなるほどの日もあった(写真:住民撮影の工事期間の様子)。当時、現場監督をしていた住民リーダーは、使用されたダイナマイトに爆破を効果的にする添加剤が何種類も加えられ、それが粉塵とともに降り注いだとも主張している。



実施機関は工事期間中、散水をして粉塵を防いだとするが、住民は対策が不十分だったと主張している(写真は住民撮影)

さらにラムタコンでは、大量の粉塵のため果樹が実を結ばない、野菜などが立ち枯れる、家畜が粉塵の入った水を飲み死亡する、乳牛が爆破音に怯え乳を出さない、などの被害も続出した。農業で生活していたこの二つの村の住民は、生産活動に支障をきたし生活苦に陥った。また最初の爆破作業から1年ほど経った頃から、村人の間に喘息のような咳、呼吸困難、吐き気、全身に発疹が出るといった症状が激増していった。当初、住民には粉塵によって健康に悪影響が出ると知らされておらず、粉塵を吸わないなどの工夫をしている人もいなかった。粉塵との関連がわかった後も、EGATの職員が改善を口約束するとそれを信じて我慢を重ねたという。

工事が終わるまで目立った対策は取られず、2年目には原因不明の突然死や工事期間に生まれた子どもの発育不良、地下水脈の変化による生活用水の枯渇、といった問題が顕在化した。県やEGATも問題解決に取り組まないなか、人々はダム開発の影響を受けた住民や土

地所有権の問題を抱える住民グループのネットワークである貧民会議（Assembly of the poor：AOP）に加わり、政府を相手に交渉を続けた。長期間の路上での抗議、様々な市民グループによる圧力、また政権交代も加わり、01年、タイ政府は内閣の下に「AOP問題解決委員会」を設置した。また同委員会により、EGAT所有のダム問題を包括的に協議するための副委員会がさらに設けられた。

ラムタコンのケースに関しては、建設によって生計や健康に被害を受けたとする住民からの要求により、同副委員会の下、作業部会が設けられた。部会メンバーは住民側、EGAT双方からの人選を受け、両者の合意の下に選定された。部会はさらに、住民の訴える環境影響と健康被害調査を行う調査団メンバーを選定した（注4）。



体中にできた発疹を見せるラムタコンの住民（住民撮影）

宙に浮いた影響調査

ところが、調査団選定から2年以上が経過しても調査は実施されなかった。住民の訴えにより、当時のエネルギー省大臣の命令を受け03年9月、EGATはようやく調査予算の負担に応じた。環境調査を実施するのは地元のスラナリ工科大学で、教員をリーダーとする調査チームにEGATは予算執行のための同意書を送った。

この合意書には次のような条項が盛り込まれていた。

第2項

「受注者（スラナリ工科大学を指す）は同意に従って6ヶ月以内にすべての作業を終わらせるものとする。期間は2003年8月から2004年1月までである。受注者の雇用期間が

終了する以前に、EGATが調査を必要としなくなった場合、合意事項を無効とすることができる。この際、受注者はいかなる補償も求めることができない」。

第13項

「契約上の議論や要求、契約の解釈、契約違反、契約失効、または、契約上の強制事項において、両者（EGATと受注者）の代理人によって決着がつかない場合、EGAT総裁が最終的な決定を行うこととする。EGAT総裁は文書によって契約者に決定を伝えるものとする。契約者がこの総裁の決定に不満がある場合、契約者は文書を受理してから30日以内にタイ国内にある裁判所において不服の訴えを起こす権利を有する。それ以外の場合、EGAT総裁の決定が最終のものであり契約者を拘束するものとする」。（下線は筆者）

住民グループは作業部会委員からこの同意書入手し、03年に次のような懸念を示した。

- ・すでに2003年10月であり、このまま合意することでの期間が明らかでない
- ・「EGATが調査を必要としなくなった場合」とは、いかなる場合であるか明らかでない。過去に、EGATが調査内容に不満を示し、調査費用の支払いが滞り、調査者が内容を修正したというケースがあり、調査への干渉が起きる可能性を否定できない。
- ・EGATはこのケースの当事者であり、EGATの総裁が契約上の問題に最終判断を下す強い権限を持つことは、一方の契約当事者である調査者に著しく不利である。また、30日以内に裁判所に提訴するという規定は、裁判手続きの煩雑さからして適切ではない。

調査者が公正な調査を実施できないと危惧した住民は、研究者・住民・EGATの三者、もしくは、作業部会による同意書の書き直しを求めた。この懸念を受けて、メコン・ウォッチでも国際協力銀行（当時）と世界銀行に対し書簡で契約書の問題を伝えた。しかし、この事業はすでに貸付が終了し援助機関の手を離れており、実施機関EGATに私たちの懸念を伝達する、との回答があったのみだった。

また住民の意向にもかかわらず、大学の事務局が調査者に確認する前に契約書にサインをしていた模様で、調査は上記の契約条件下で始まった。

その後、「ラムタコン揚水発電所プロジェクト建設後の環境影響問題における初期調査プロジェクト」と題する第1次と第2次の二つの報告がまとめられた。

第1次報告書は、工事終了から長期間経っているため、住民の健康問題と工事との因果関係を証明するにはさらなる調査が必要、としながらも、(1)住民に呼吸器

住民リーダーの死

メコン河開発メールニュース 2004年5月6日

タイのラムタコン揚水式発電所建設に伴う健康被害の問題を追い続けてきたメコン・ウォッチの木口由香からの悲しい報告です。

非常に残念で心の痛むお知らせをしなくてはなりません。

日本のODAと世界銀行の融資で行われたタイのラムタコン揚水発電所建設、その工事が原因とみられる健康被害を訴え続けてきた住民のリーダー、メサニ・ガーサンさんが3月5日、48歳で永眠されました。

メサニさんは、ラムタコン揚水式発電所の上部池の建設時に大量の粉塵を浴び、健康を害していました。粉塵には様々な化学物質が含まれていた可能性があります。工事中、彼女はお父さんと甥も亡くしています。彼女は自分の体にもかまわず、村人のため奔走していました。2003年3月には来日もし、この問題を日本の市民の前で訴えました。融資を行った国際協力銀行（JBIC）とも話し合いを持ちましたが、JBICからは誠意ある回答は引き出せず帰国されました。

その後、頬に皮膚がんを発症し自宅で療養を続けていました。2004年1月以降、ほとんど起き上がれない状態でしたが、現地を訪問したメコン・ウォッチのスタッフに「私のことを知っている人たちによろしく伝えてください。神様が許せばまだここにいますが、そうでなければ行かなくてはなりません」と伝言していました。彼女は敬虔なイスラム教徒でした。

彼女は亡くなる間際、被害状況を記録するために現地を訪れたタイのNGOスタッフに、自分の写真やビデオを撮らせています。元気な頃の彼女から比べると、全く変わってしまった容姿をあえて記録するように伝えたのです。後の人たちのため被害を記録し、自分の死を無駄にしないように、というご遺志でした。最後まで勇気のある方でした。

3月、現地に弔問に訪れたメコン・ウォッチのスタッフに対して、ずっと一緒に闘ってきたBさんは墓地の横でこのように語ってくれました。

「僕たちはずっと苦労を共にしてきました。抗議のため座り込みをして雨に打たれるのも、路上で生活しなくてはならないときも、ずっと一緒だったのです。今日、3回目のお参りでやっと、涙を流さずに彼女の墓の前に立てました。彼女はもう平安な場所にいるのでしょうか。これからは彼女が背負っていた重荷を、残った者で肩代わりしていかないとはいけません」。

私たちはこれからも、この問題を追いかけていきます。

メサニさんのご冥福と、ご家族と友人たちの心の平安をお祈り申し上げます。

疾患が多いのは工事以前からのものではない、(2) 環境アセスメントが建設中の大気汚染、騒音、振動について測定法や追跡法を明らかにしておらず、問題が起きたときの検査が場当たりの、(3) 工事中の粉塵の平均値を見て影響なしとしているが、汚染を受ける者はどこかヶ所から影響を受けるので、問題がなかったとは言えない、(4) 健康に影響をおよぼす微細な粉塵の記録がない、といった様々な疑問を提示した。

EGATはこの報告の書き直しを命じたが、調査者がそれを受け入れなかったため、報告はドラフト版のまま完成することはなく、調査は途中で打ち切られた。後に住民の要請で、調査者による報告会が05年にタイ人権委員会で開催され、報告はドラフトのまま公開されたが、追加措置は取られなかった。

その後、住民リーダーの死去、生計回復が困難なため村を離れる人が増加、政権のAOPへの対応の変化、何より工事という原因が取り除かれたため症状が緩和

している人が多く、補償を諦める人が殆どとなり、住民運動は休止したまま現在に至っている。

ODA 評価への疑問

JICAは「国民へのアカウンタビリティを果たすため」として、実施した事業の事後評価を行っているが(注5)、このラムタコンのケースも06年9月に現地調査が実施され、評価書が公開されている(注6)。

評価書では、工事が遅れたため効率性に多少問題があるものの、妥当性・有効性に高い評価が与えられ教訓とする点もない、と総括されている。

だが、プロジェクトの社会的配慮・効果については、環境影響緩和計画の内容と実施状況が紹介され、相互に差異があったことが記載されている。例えば、補償対象世帯が増えた、下部貯水池で漁獲が減少しているといった点だ。地域住民への配慮として挙げられた6

つの計画のうち3点に齟齬があったこの報告の内容は、実施過程に問題があったと判断するに十分と思われるが、結論部は「本事業においてはきめ細やかな社会配慮が行われ、実施されたと評価できる」とまとめられている。

健康被害に関しては、周辺3つの保健所、2つの病院を訪問したが、住民の健康は他地域と特に差がなく、現地の医療関係者は発破工事による健康被害があるとの認識を有していない、と報告している。だが、前述のようにラムタコンのケースでは工事という原因が取り除かれて久しい。また、大気汚染による健康被害などは日本でも汚染源との因果関係の証明が難しく、タイの農村部の住民がこれを自力で行うのは事実上不可能だ。評価が事業の経済性を重視し、地域住民への影響を軽視するのは、著しく公平性を欠いていると考える。メコン・ウォッチは国際協力銀行に対し、タイの研究者によって調査が行われることをはっきり指摘しているが、評価書ではその結果を確認した形跡がないのである。



村には枯れ木が残る果樹園が点在していた(2006年撮影)

筆者としては、この評価のシステムそのものに対し根本的な疑問がある。JICAはウェブ上で、「客観性と透明性を確保した評価」を目指し、「事業実施の効果を客観的な視点で検証することが求められている事後評価では、すでに外部評価が取り入れられており、今後もさらに評価の客観性、透明性が高まるような取り組みを進めていきます」と公言しており、外部評価委員会も持っている。だが、例えばラムタコンの評価を行った人物は大学教員となっているが、元々は(円借款を実施していた)海外経済協力基金のスタッフであった人物だ。外部委員会が評価活動をチェックしても、事業の評価者は元関係者なのである。これで果たして、

事後評価の客観性が確保されていると言えるのだろうか？



健康を害した住民は、カヤを編んで屋根を作って収入とっていた。(カオヤイティヤン村で)

一方、最初に取り上げた東部臨海開発計画に関しては、東京都環境科学研究所による第三者評価が98年に実施された。現在問題とされる点がすでに一部指摘されており、この情報がタイ側に活かされなかったことが窺える。本誌前号(Vol.10 No.1)で紹介したシーナカリンドムのように、建設後のダムは耐震性が議論され、地域住民に強い心理的不安を与えているケースもある。

こうして、過去のODA事業における負の影響からの学びを還元し、今後の事業に活かすための具体的な仕組みすらないなかで、官民連携や日本企業への利益還元などの議論が出てくる現状に、強い懸念を禁じ得ない。日本の「援助」はこれからも、誰かの経済的利益のため、相手国の社会的弱者の犠牲を生み続けるのであろうか。

■注

- (1) 「外務省 ODA50年の成果とあゆみ」
http://www.mofa.go.jp/MOFAI/gaiko/oda/shiryo/pamphlet/oda_50/casestudy2.html
- (2) シラパコン大学、レヌー・ウェーチャラットピモン博士の報告書(タイ語)
- (3) 住民の話。EGATは爆破作業が1回だったと主張している
- (4) 2002年9月に「AOP問題解決委員会」は解散したが、作業部会は大蔵省付となって存続した。
- (5) <http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/about.html>
- (6) http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/oda_loan/after/2007/pdf/project03_full.pdf

「事業仕分け」から考える 現代日本の ODA

清水 規子（国際環境 NGO FoE Japan）

はじめに

本稿では、日本の ODA が抱える制度上の課題についてまとめてみたい。今回の特集では、非自発的住民移転等の環境社会問題、ビルマ軍事政権に対する支援、援助効果への疑問、国内特定企業・業界との官民癒着といった日本の ODA に関する様々な課題が指摘された。

これらの課題は、いわゆる ODA の「質」に関するものだが、昨年 11 月に民主党政権によって実施された事業仕分けにおいても、この点に関する議論がなされた（注 1）。事業仕分け自体は、政府の無駄を省き、いかに支出を減らすかに焦点が当てられており、ODA についても「量」の問題のみが議論されたとの理解が一般的だが、実はそうではない。ODA の「質」をどのように今後向上させるかに関する問題提起も多く出てきた。

以下、事業仕分けの場で交わされた ODA についての議論を見ていくが、まず「量」に関するものから、一部を紹介したい。

【結論】

- ・ JICA による調査研究の経費の 30%削減（2008 年 10 月に新 JICA が誕生した際に設立された「JICA 研究所」は、その後 1 年が経過した事業仕分け当時も、1 本の研究論文しか出ていないことが議論のなかで指摘された。予算は数億円もつぎ込まれているにもかかわらず、である）。
- ・ 技術協力、研修の見直し（JICA は途上国から研修員を受け入れ、日本で技術研修を実施しているが、研修受講者の日当が過度に高額で、受講者が日当を貯蓄し日本の電化製品購入に充てているケースも指摘された）。
- ・ 国内施設の運営費見直し（全体的に JICA の高コスト体質が指摘された。国内施設の整理、特に距離的に隣

接している札幌・帯広、東京・横浜、大阪・兵庫それぞれの統合が決まった）。

- ・ 「ハコモノ無償」の予算要求の縮減（3 分の 1 程度。縮減分は人への支援など、ソフトな部分に使う）。

「質」をめぐる論点

一方、これまでメコン・ウォッチ等、日本国内で ODA プロジェクトのモニタリングをしてきた NGO がより関心を持っている「質」の問題については、以下のような結論が下されている。

【結論】

- ・ 公益法人等への支出の透明性確保（JICA には関連公益法人が多くあるが、それら法人への業務委託について、競争入札が実質的に確保されていない。結果として一社入札や、プロポーザル・企画競争入札の名を借りた随意契約が多いことがワーキンググループの議論のなかで紹介され、透明性の確保が勧告された）。
- ・ 有償資金協力と無償資金協力の切り分け（有償資金協力を実施することが可能な案件は「有償」で支援をする）。
- ・ 経済インフラについては有償資金協力で支援（無償資金協力は、経済インフラではなく、コミュニティ開発に比重を移す。特に一般無償については、人の生命・健康に直結するような案件を優先させていく）。
- ・ 案件選定過程の透明化、事後評価の徹底（事後評価のフィードバックを含めた ODA の PDCA サイクル—— Plan Do Check Action を確立する）。

以上のうち、「有償資金協力と無償資金協力の切り分け」については、「無償」は限りある税金（最近では、年間約 1600 ～ 1700 億円程度）から支出され、「有償」

は相手国政府から返済される公的資金（同、年間 8000 億～9000 億）を財源にすることを考えれば、何を有償／無償で支援するかについて基準が存在しなかったことがむしろ不相当で、今回の結論は当然のものだろう。限りある無償資金協力を、一度に数十億、数百億と費やすハコモノ案件に使うよりは、より住民の貧困削減に直結するコミュニティ開発支援の方が、日本の公的資金の使途として効果的ではないだろうか。

この点、例えばメコン・ウォッチがこれまで問題にして取り組んできた、カンボジアの第 2 メコン架橋建設事業が良い教訓になる。カンボジアの国道 1 号線のメコン河渡河地点における全長 5420 メートルの橋梁建設事業で、総事業費は 7400 万ドル（約 65 億円、06 年の開発調査最終報告書より）である（注 2）。この事業については、JICA が実施した開発調査においても有償資金協力による財務分析および提言がなされているのだが、実はこの案件は無償資金協力として供与されようとしている。事業仕分けの結論が出た後でさえも、



フェリーでメコン河を渡る人々（カンボジア）

である。

また「案件選定過程の透明化」についても、ODA の各事業の必要性を確認するプロセスについて透明性が確保されているとは言い難い。ODA の環境社会配慮に関しては、新 JICA になって制定された環境ガイドラインの策定により、早期段階からの情報公開が確保されることになったが、事業の必要性に関しては、どの段階で、誰が、何を基準に意思決定をするのか非常に曖昧である。

最後に「事後評価の徹底」についての私の現状認識として、現在の ODA の事後評価は、特に第三者性の点

において課題があると考えている。例えば、JICA で評価を担当している評価部は、JICA の他の部署から独立しているわけではないこと。また、有償資金協力の場合には全個別事業ごとに第三者評価を実施しているが、その実施者の前職が JICA（当時は JBIC）職員であるケースもあった。さらに、外務省の外部評価機関である ODA 評価有識者会議では、その座長が理事を務めている団体が多額の評価委託事業を受注していた問題なども報道された（注 3）。世銀や ADB は、両行のプロジェクト担当局から組織的に独立した業務評価局が担当しており、より独立性の高い評価となっている。

NGO・市民団体からの要請

こうした ODA における事業仕分けを受け、09 年 12 月 14 日、メコン・ウォッチを含む 35 の NGO や市民団体、45 個人は、（当時の）鳩山総理大臣、仙谷内閣府特命担当大臣（行政刷新）、岡田外務大臣、行政刷新会議第 2 ワーキンググループの尾立議員・菊田議員に対し、要請書を提出した。これは、有償資金協力と無償資金協力の基準の明確化や新たな評価システムの確立など、上で触れた事業仕分けの議論を活用し、ODA の質の向上を求めるものである。さらに要請書では、事業仕分けで議論はされなかったものの、「質」向上のために重要な以下の二点についても要望として組み込んだ。

一点目は、有償資金協用に特化した事業仕分けの実施である。今回の仕分けは、ODA のうち無償資金協力等、一般会計にあたる部分を対象とし、有償資金協力は含まれていなかった。しかし、有償資金協力部門の予算は 9260 億円（09 年度、一般会計からの出資金 1273 億円を含む）と巨額であり、JICA の主要な業務のひとつである。また、ニーズの曖昧な有償資金協力事業を減少させることで、協力準備調査や案件監理費用等の関連予算の効率的な実施が見込まれる。従って、事業仕分けには有償資金協力も含めるべきだろう。

二点目は、小切手外交の禁止である。これは、例えば昨年 11 月に鳩山首相（当時）が「日本・メコン地域諸国首脳会議」において「同地域に今後 3 年間で 5000 億円以上の ODA を供与」することを表明したが、小切手外交とは、このように、首脳レベルが、ODA の供与について「額」をもってコミットメントすることを指す。ODA の小切手外交については、05 年に小泉首相（同）による「今後 5 年間の ODA 事業量の 100 億ドル積み

増し」「アフリカ向け ODA を今後 3 年間で倍増」といった発言など、枚挙に暇がない。もっとも、それらは個別の開発プロジェクトの予算額を積み上げたものではなく、現地の実際のニーズを度外視して単に額の多寡が重要視されるため、結果的に ODA の事業の質が低下することが懸念される。従って、こうした小切手外交はやめるべきである。しかし、国際的な慣習となっているため、国を超えて問題意識が共有されない限り、実現は困難であることも付記しておく。

「官民連携」は前提なのか

これまで、日本の ODA が抱える課題や NGO による提言を紹介してきたが、最近の傾向として官民連携推進の傾向が顕著なため、ここから ODA が新たに直面すると思われる課題についても触れておきたい。官民連携については、08 年の新 JICA 設立時に、JICA と民間部門との連携に関する政策立案や実施を担当する民間連携室が設置されている。

そして実際、ここ数年間で「資源開発の周辺インフラ支援」「BOP ビジネス(注 4)」「海外投融資の再開(注 5)」等、官民連携のスキームが次々と打ち出されてきている。この背景には、現在発展途上国に流れる資金は民間資金が殆どで、「開発」のためには ODA のみでは資金不足であること、また最近の世界的不況を背景に、日本経済団体連合会(注 6)や日本貿易会(注 7)等の産業界が ODA の民間セクター活用を要望したことが挙げられる。

私は、「開発」における民間セクターの役割は否定しないし、むしろ貢献が可能な領域については積極的に参入すればよいと考える。しかしながら、これまで以上に ODA に民間が参入した場合、現在日本の ODA では取り組みが非常に進んできている透明性を損なわないか、との懸念がある。つまり「企業秘密」を理由に、官民連携案件のみ透明性に関する環境ガイドラインが部分的にでも適用されないことはないか。さらに、民間セクターが関係する ODA に問題があった場合、他の ODA 案件同様、事後にそれを客観的かつ率直な評価を実施し、公開することは果たして可能なのだろうか。

これまで、連携ありきの議論を前提に、公開の場での十分な議論がないまま ODA の官民連携が進められてきているが、以上のような課題を鑑みれば、ここはいったん立ち止まり、ODA を効果的に実施するために、民間セクターの関与が必要な分野やその関与のあり方に関する

議論を公開の場で行うべきだろう。

■注

- (1) 事業仕分けでは、3 つのワーキンググループが設立され、そのなかで ODA の担当は第 2 ワーキンググループであった(評価者は、尾立源幸参院議員および菊田真紀子参院議員)。
- (2) http://www.mekongwatch.org/resource/documents/pr_20091211.html
- (3) 同有識者会議は 2010 年 3 月末をもって終了した。
- (4) BOP は“Base of the Pyramid”の略。年間所得が 3000 ドル未満の貧困層が世界に 40 億人いるとされているが、その層を民間企業によるビジネスの対象とすること。
- (5) 旧・海外経済協力基金(OECF)および JICA が実施していたが、2001 年に「特殊法人等整理合理化計画」の一環として廃止された。ODA の資金が民間企業に流れるツールである。
- (6) 以下の日本経済団体連合会のウェブサイトにおいて、ODA の官民連携が要望されている。<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2009/033.html>
- (7) 次の日本貿易会のウェブサイトにおいて、ODA の官民連携が要望されている。http://www.jftc.or.jp/proposals/2008/2008_03_27.html

ソンブン 4 水力発電事業が 地域社会と環境にもたらす影響

クアンナム省ナムザン県ズオイコミュンパルム B 村における調査

リ・コック・ダン（メコンスクール同窓生）

筆者のリ・コック・ダンは、ベトナムのソクチャン出身のクメール族。この地域特有のコウモリ寺院周辺的环境について問題意識を喚起するというプロジェクトを独力で立ち上げた。現在は、メコンデルタでクアンボチャン海洋境界事業がもたらす影響を調査中である。（編集部注：本稿は原文を一部抄訳して掲載した）

はじめに

ベトナムは、低所得国から中所得国になるという国家目標に近づいており、その電力需要は、2010年に年16%、2011～15年の間には年11%増加すると予想されている。この需要増に対応して、発電所を建設し、経済成長を支えることが計画されている。

そのうち水力発電に関し、ベトナム政府は（北部上流域で）、稼働中のホアビン発電所に加え、ダ川にソンラおよびナムナンという二つの大規模な発電所を建設中である。その他、100～350MWの中規模発電所にも力が注がれている。約30の発電所が現在建設中か今後10年以内に建設される予定であり、その総出力は6000MWほどにおよぶ。一方、水力発電所建設に伴い生じる問題は、地域住民の立退きと、環境への悪影響である。多くの人々が土地と生活を失い、住民の生活の基盤となっている環境が失われるであろう。

また、クアンナム省のザーザ・トゥボン川流域には、多くの水力発電所とダムがある。あまりにも多くのダムが近距離に存在するため、まるでダムの階段のようである。こうしたダムは、地域の社会や環境に大きな影響を与えている。地域住民のほとんどは、貧しい村の住民や少数民族である。

クアンナム省はベトナム中部にあり、山がちな地形で、短いが急な川が流れている。こうした地理的条件は、階段状のダムを利用した水力発電所の建設に好都合で、中規模・小規模の発電所を建設し、電力を地域単位、あるいは国全体に行き渡らせる水力発電計画に適しているのである。

ザーザ川の支流であるブン川は、ラオスからナムザン県タンミに注いでザン川に合流し、ザン川はザーザ川に合流する。ブン川には上流から、ソンブン2、ソンブン3、ソンブン3A、ソンブン4、ソンブン4A、ソンブン5の6つの小規模・中規模のダムの建設が構想されている。

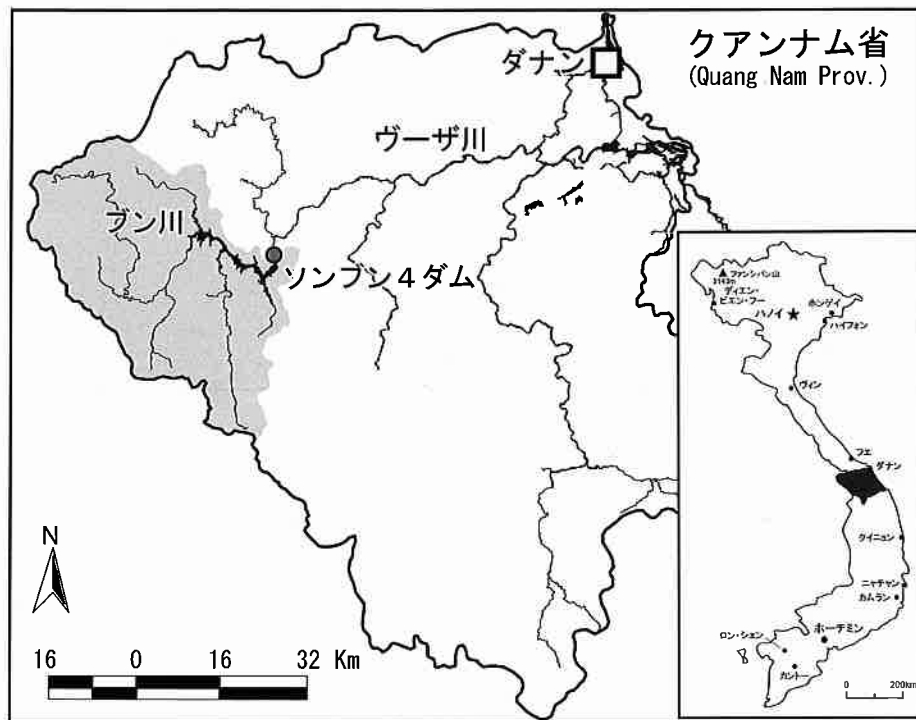
このうち、ソンブン4ダムは、ブン川に建設される予定である。ダム、地下水道、水力発電所が主な施設で、ダムと貯水池も建設される。このダムを利用した発電所の出力は156MW、総建設費は2億5400万米ドルで、アジア開発銀行（ADB）が出資している。ダムは堤高120m、堤長360m、幅340mで、貯水池は、貯水量6億2100万立法m、表面積18.4平方kmとなる。建設は2008年に始まり、12年10月に完了する予定だ。

ソンブン4ダムの建設計画によって、周辺の200以上の世帯が立ち退くことになる。このほとんどは、ブン川沿いのズオイコミュンに存在するパルムA、パルムB、パディ、トン第2村に暮らす少数民族カトゥ族である。住民は農業を行い、ほぼ自給自足の生活を営み、自分たちの家屋を建設する。そして、川や小川、泉からの水を生活に用いて暮らしている。

ダムは、国家発展の名の下に建設され、クアンナム省で電力が使用されることになるだろう。この水力発電所からの電力により、国全体の電力供給は増す。しかしその一方で、水力発電所は地域社会に悪影響を与える。地域住民は農地を失い、危険で生活のための資源も得られない地域に移住させられ、食料も確保できず、これまで以上に困難な生活を余儀なくされるだろう。

筆者は、クアンナム省ナムザン県ズオイコミュウンのパルムB村において、この事業が地域住民にどの程度認知されているのか、また、地域住民がこの事業に

ついてどのように考え、どんな意見を持っているのかを調査した。さらに、立退きと移住が地域住民にもたらす悪影響についても調査を行った。



調査結果

調査は、2008年9月22日から30日、10月3日から7日までの期間に現地を14回訪問して行った。訪問目的は、ADB やその協力機関が、地域住民の強制立退きをどのように行い、セーフガード政策をどのように実施しているかを調べるためであった。また、地域住民の考えや意見、計画の認知度についても調査し、移住の悪影響について地域住民に情報提供を行い、環境に対する影響を調べることも目的とした。

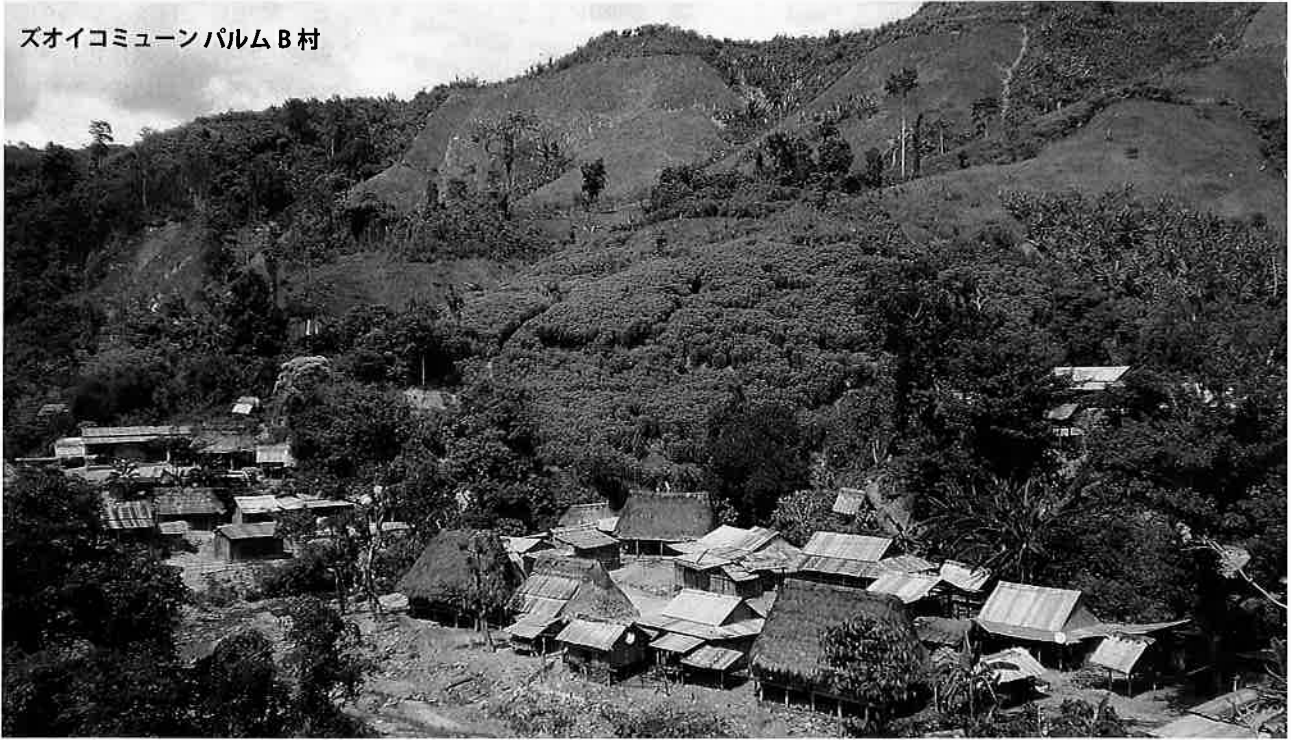
1. 影響を受ける地域

ズオイコミュウンは、ソンブン4ダムから最も大きな影響を受けるコミュニティである。ベトナムの貧困対策である「プログラム135」の支援の対象で、最も貧しいコミュニティのひとつだ。ズオイコミュウンには6つの村があるが、立ち退かされるのはパルムA、パルムB、バディ、トン第2村の4つである。筆者は、パルムB村で調査を行った。

メコン・スクールについて

本編は、アースライツ・メコンスクール (EarthRights Mekong School) の活動成果のひとつである。スクール同窓生が出版した報告集、「I Want To Eat Fish. I Cannot Eat Electricity: Public Participation in Mekong Basin Development」に所収されている (以下のサイトからダウンロード可 <http://www.earthrights.org/publication/i-want-eat-fish-i-cannot-eat-electricity-public-participation-mekong-basin-development>)。米国ワシントンDCとタイ・チェンマイに拠点を置くNGO、国際アースライツが運営するメコンスクールは、メコン河流域各国の若手NGO関係者を対象に、ダムなどの大型開発がもたらす問題点を調査するための訓練を実施することで、影響住民や一般市民がより対等な立場で開発に参加できることを目指している。メコン・ウォッチも2006年のスクール開講以来、毎年講師を派遣している。

ズオイコミューンパルムB村



パルムB村には56世帯、256人が暮らしており、うち55世帯はカトウ族、1世帯がキン族である。256名の住民のうち女性は79人、101人が男性、76人が子ども（12歳未満）である。

住民たちは高原での米作、傾斜農地での農業、牛・ブタ・ニワトリの飼育、金鉱でのふるい作業、森林での狩猟、漁業、道路建設地での作業等を行っている。村の中心にはグオル・ハウス（Guol house）と呼ばれる共有の家があり、娯楽・作業・会議・行事などに利用される。グオル・ハウスの周りに円を描くように家屋が建っている。村は、山や丘に囲まれた小さな谷の中の平地に存在する。収入は非木材森林生産物によって補っているほか、木材を集めて備蓄し、住宅の建設や料理に使う。農業に使う籠はトウで作る。

カトウ族の住居は、以前は支柱の上に家屋を建設する高床式のものほとんどであった。しかし現在、高床式の家は衛生的ではなく、子どもや飲酒者に危険であると考えられているため減少し、地上に建設された家が好まれている。伝統的に、台所とトイレは母屋から離れており、互いにも離れている。

住民たちは、生活に必要な水を得やすい川や小川の近くに住む。家は作物、植物、家畜を育てやすい平地に建てられる。しかし、ダムが完成すれば、住民の家屋や農地も貯水池に沈む。収穫高の最も多い4つの村は、歩きにくい道を4時間も歩かなければ辿り着けない新しい場所へと移されることになる。

2. 環境への影響

・水

パルムB村の住民たちは、川の水を掃除、洗濯、入浴、調理、飲料水、少量の発電に利用している。また、川の水をボトルに汲んで使うが、これには丸一日かかることもある。川の水は、灌漑にも用いられている。

・植物と作物

同じく人々は、ゴマ、キャッサバ、バナナ、サトウキビ、トウモロコシ、カボチャ、パイナップル、コメなどを一年中、食用に育てている。マンゴー、グアバ、ジャ



グオル・ハウス

ックフルーツなども育てる。キノコ、タケノコ、牛の牧草、籠や橋を作るためのトウ、橋や家屋のための竹などは、森林で集め、備蓄する。家屋は森林で採取した木と葉で作るため、森林の樹木は重要な資源である。料理などに使う薪は年に1、2回、森林で採取する。

住民たちは、1年を通して育てたり備蓄したりした食料を消費するが、栄養価は低い。時には店から食料を購入することもあるが、現金収入が少なく、それを得る方法も非常に限られているため購入量は少ない。

・動物と魚

一部の世帯では、ブタ、牛、ニワトリ、ヤギを飼育している。政府が飼料購入の資金を融資している。川で魚を釣る家族もあり、ある住民は「夫が川で5キロの魚を釣り、村で売っていた」と述べる。しかし、金鉱から汚水が出ているため、ある住民によれば「魚が死に、何も釣れない」状態である。

3. 強制移転政策

移転政策においては、住民の安全や幸せを考慮し、生活に対する悪影響を最低限に抑えることに主眼を置くべきだが、本事業の再定住地は、多くの理由で好ましくない土地である。たとえば、「再定住地には高い木や大きな木がなく、ほとんどは低くて小さな木だ。そこには他の人々が住んでいたが、食料等も何もないため他の場所に移った」という。

「住民たちは再定住地に移らないであろうし、いったん移ったとしても、資源・水・川・小川などがある場所に移動するだろう。私たちはパパン村かコンドン村に行き、自分たちで家を建てるつもりだ。皆、一緒に行く。提案されている再定住地では、パルム A の住民が動物などをすでに獲ってしまったため、何も残っていない」と話す者もいた。また、再定住地は、ある住民によれば「水がなく平地もない上、傾斜がありすぎて」野菜・木・コメなどを育てるのに適していないという。

移転計画は、移転によって影響を受ける住民たちとの協議を重ねて決定すべきである。パルム B 村の住民たちは、現在暮らしている地域に満足しており、他の場所に再定住することを希望していない。そして事業者は、現在の場所よりも良い再定住地を見つけることができないでいる。

また、移転の影響を受ける住民たちには、きちんと情報を提供すべきである。一部の住民たちは、村でダム建設が行われることさえ知らなかった。建設計画を

知っている者も、自分たちが移転することになるのか、いつ移転するのか知らなかった。

建設の影響を受ける地域の住民は、建設後も、少なくとも建設前と同様の経済的・社会的水準を保つことができなければならない。事業者側代表は、事業開始の時点で住民たちに環境や社会的・経済的影響について話をした。それでも、住民たちが得られる支援は、移転についてのみである。短期的にはコメの購入資金も与えられるが、長期的な支援ではない。住民たちは3年間の支援を要求しているが、それは提供されない。

ある住民によれば、支援は「1ヶ月に8人あたり25キロの食料、1リットルの油、1リットルの漁醤」とのことである。8人あたり25キロということは、1ヶ月1人あたり3.125キロだが、これではとても足りないのは目に見えている。油と魚醤も、同様に不足するだろう。

4. 各民族の生活習慣の考慮

事業計画は、可能な限り当該事業の影響を受ける住民のインフォームド・コンセントを得た上で策定・実施すべきである。しかし現在のところ、住民たちは移転時期も知らず、再定住地の家屋は住民たちの生活習慣に適していない。たとえば、再定住地の家屋はコンクリート造りの高床式であり、カトウ族の生活に合ったものではない。住民は、自分たちが暮らすことになる家の様式を自ら選ぶことを希望しているが、事業者は人々の希望に添った様式を提示していない。

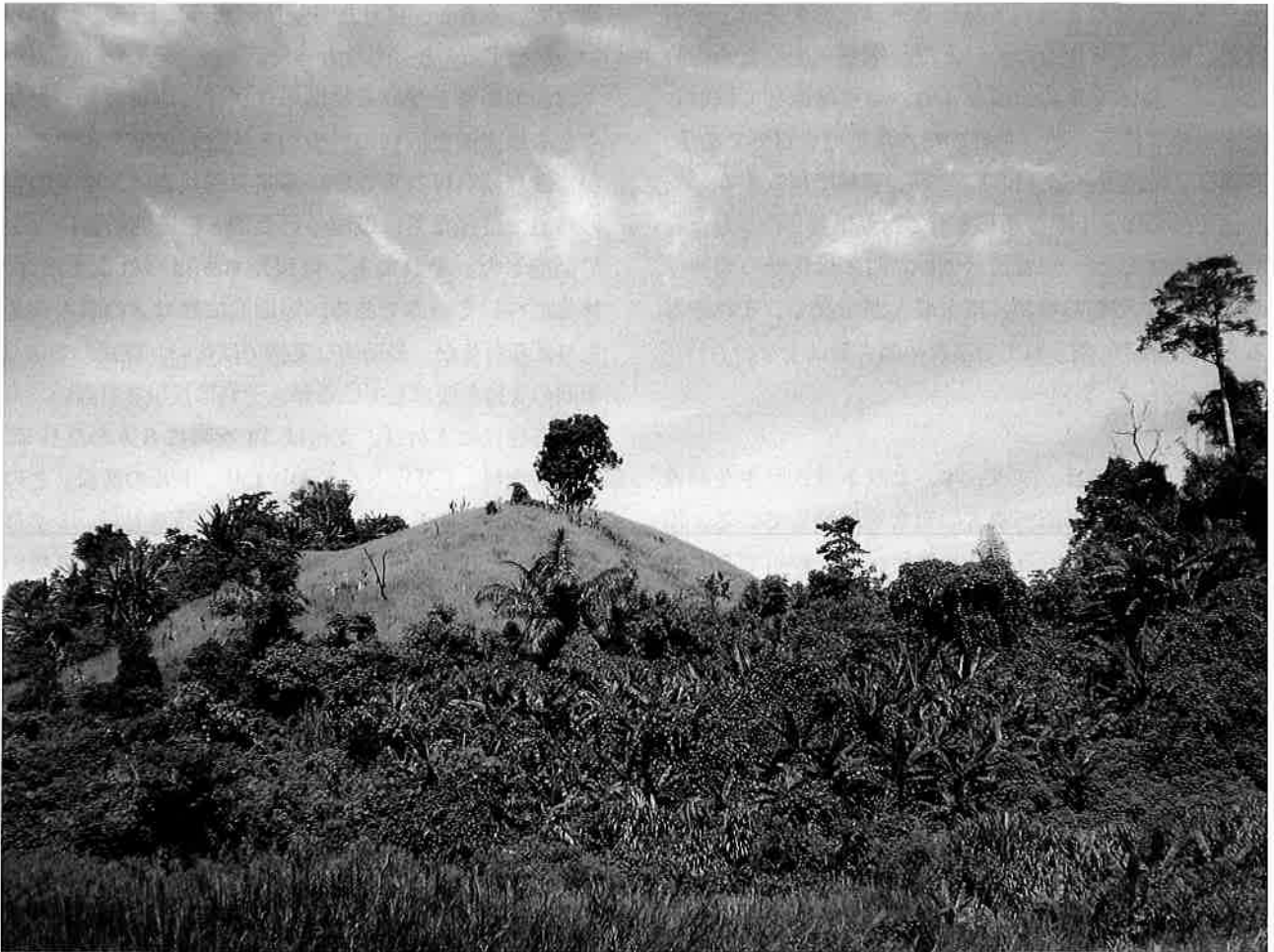
5. 補償問題

・樹木と作物に関する補償

パルム B 村の住民たちはアーヴォンダムを訪れたが、樹木と作物に関する補償について不安を抱くようになった。アーヴォンダムでは、事業者が作物や菜園についても補償を行うと約束したが、それが守られなかったからである。作物や菜園に対する補償額を尋ねても、事業者側からの回答はない。

・住居に関する補償

住居に関する補償も、事業者と住民の間で多くの問題と議論を巻き起こしている。事業者が建築する住居は、カトウ様式の家屋の建築方法を知らないキン族によって建てられており、カトウ族の様式ではない。住民は「事業者は高床式の家をコンクリートで建ててい



丘の上に開かれた畑

るが、このような家は気に入らない」と述べる。また、カトウ族の家は母屋を台所や寝室、居間、トイレから離して建てられるが、事業者側の計画ではすべて近接している。ある住民は、「良い家を建てるには約2000万ドンかかるが、事業者は我々が好まないコンクリートの家を、多額の資金を使い建てている」と述べる。

・土地に関する補償

事業者は、住居と農地に用いる土地を、一家族あたり24平方mを与えている。しかし、事業者は一世帯ごとの人数を考慮していない。大部分の家族に5名以上の人間がおり、24平方mよりもずっと広い場所に暮らしている。24平方mでは足りないのである。ある住民によれば、「一世帯につき0.2ヘクタールの農地が与えられる」が、再定住地には傾斜が多く、住民たちの日常の活動には不向きである。

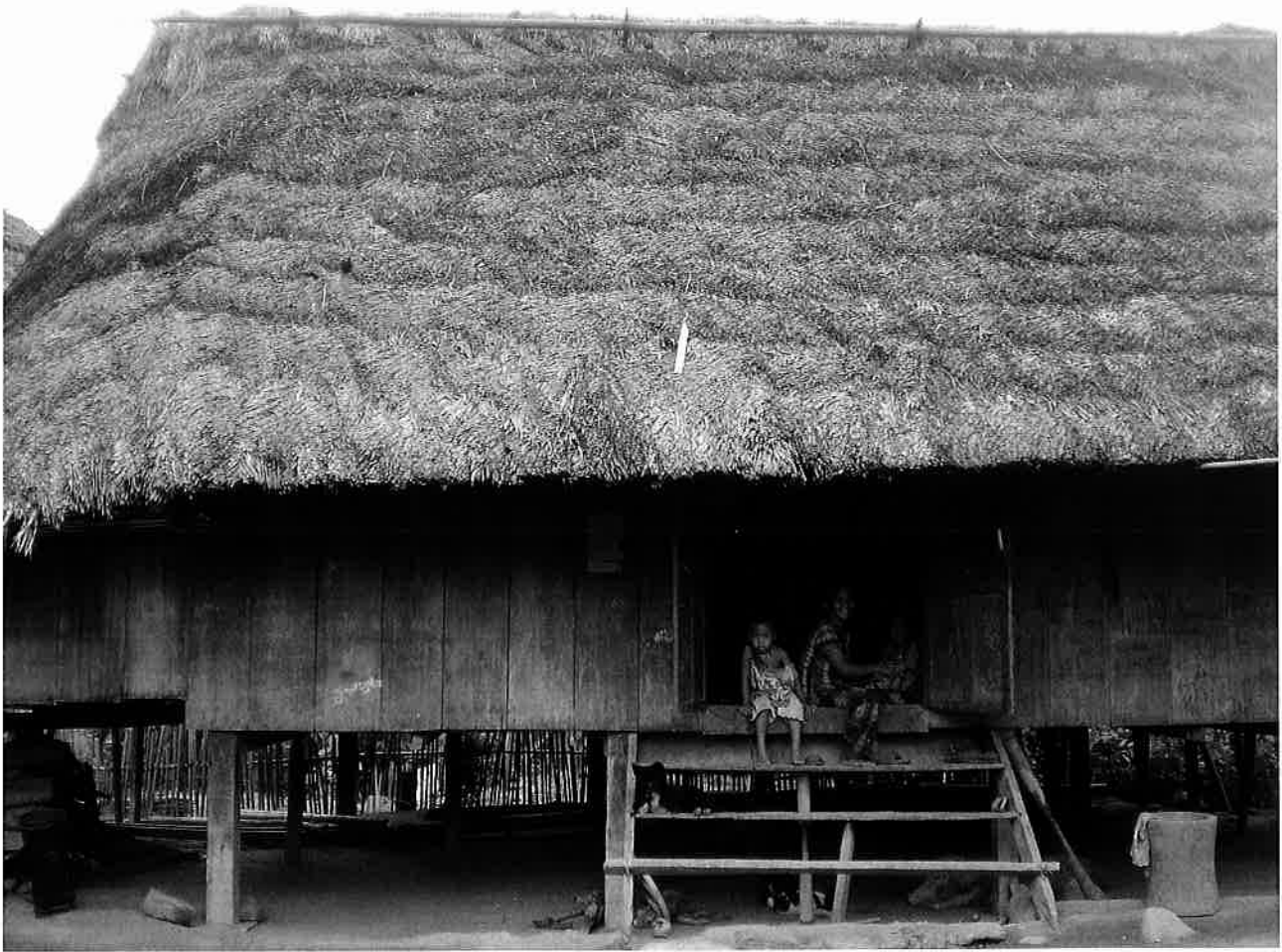
▼アーヴォンダム の例

住民たちは、クアンナム省ドンザン県とタイザン県

のブン川、アーヴォン川に建設されたアーヴォンダムのケースを見ている。住民たちはこのダムの建設事業について、「補償が未払いだ」「再定住先の住民たちの家屋は、カトウ文化にとって受入れ難い」「再定住先の家は傷んでおり、平地ではなく斜面に建っている」「コメの購入費を3年間要求したが、1年間しか支払われなかった」などと述べている。アーヴォンダムの状況を見たソンプン4ダムの地域住民は、同じような問題に直面することを不安に感じている。

結 論

ダムの影響を受ける住民たちが、ダムに関連した情報すべてについてアクセスを持つことは必須である。しかし今回の調査で、住民たちが建設計画について全く情報を有していないことが分かった。そればかりか、事業関係者は再定住地の選択に関する住民たちの要求を無視し、決定過程に住民が参加することを認めなかった。住民たちは、再定住地でどのような NGO から支



住民の伝統的な家屋

援を得られるかも知らなかった。こうした情報は、住民たちの生活に長期的な影響をおよぼす重要なものである。

住民たちには、土地・家屋・樹木・田畑について補償が支払われるが、その額はこうした財産の真の価値に釣り合っていない。しかも住民たちは、未だに補償額も支払い時期も知らされていない。

また住民たちは、自ら家を建てることを希望しているが、これは認められていない。カトウ族の生活にとって非常に重要なグオル・ハウスも建設されない。カトウの伝統に沿わない家に住めば、慣習の一部は失われてしまうだろう。ダム建設は、カトウの文化にも影響をおよぼすことになる。

(先述のように) 住民たちは、移転後3年間にわたる補償の受け取りを希望しており、アーヴォン水力発電所建設時と同様、1年間しか補償を受けられないのではないかと心配している。事業者側が支給するコメなどの費用も十分ではない。事業者側は、再定住地には資源が少なく、土地の質も良くないことを知っているが、

それでも移転を強行しようとしている。質の良い土地を補償として与えようとしないのである。

住民たちには、建設計画の進行や再定住地についての最新情報が伝えられていない。移転の時期さえ知らないため、状況に応じて移転の準備を行うことが困難となっている。

バルムB村のほとんどの住民は貧しい生活を送っている。住民たちには、生活や農業に適した質の良い土地が必要なのである。土地の質が悪く、食料を得る森林もなく、地酒を造るためのタヴァット(地元の植物)もないような場所には住むことができないのに、再定住地には何もない。傾斜があり、家屋建設や樹木・農作物の生長にも適さない質の悪い土地しかない。水もなく、動物もほとんどいない。事業者は、こんな場所に住民を移転させようとしているのだ。これでは、この人々もアーヴォン水力発電所のために移転させられた住民と同じ苦しみを味わうことになるだろう。

(翻訳・要約：草部志のぶ)

メコン 一人びとの物語

このコーナーでは、活動のフィールドで出会った神話、伝説、言葉についてや草の根の歴史体験などをお伝えしていきます。

第2回 魚の声

タイ・ウボンラチャタニ県

漁師さんと一緒に川に行くのを、子供のころの理科の実験のように感じることもある。

様々な漁具は魚の性質を知り、その行動の裏をかいて捕まえる仕組みを持っている。それは経験則から生まれる。例えば、小さな魚は常に動いており、そして時々飛び跳ねる。大きな魚から逃れるためだ。餌を食べる時も、素早く目標に到達する、等々。季節によって食べるものも変わっていく。そんなことを試行錯誤の作業の中で観察しながら、道具の形や餌を変え、川の流れや河床の状況を読みながら漁は続けられる。

レックさんはムン川のほとりに暮らす腕のよい漁師だ。潜水も得意だという彼と出かけるのは楽しい経験だった。メコンの支流ムン川の河口にある大きな淵にたどり着いた時、「ここはどのくらい深いのかなあ」という私の独り言を聞いてか、彼は測ってみようと言う。

彼は延縄漁に使うナイロンの細いロープに石をくくりつけ、水の中に沈めていった。途中で交代した同行の友人に、川底につけばわかるからと、どんどんロープを水中に降ろさせる。だいぶ時間はかかったが、手応えは意外としっかりしていて、誰でも底についたことがわかる。彼はロープをたぐり寄せると、「40メートルはあるかな」と自分の腕の幅で測ってみせた。次に、石を浮きに使っているプラスチックのボトルにつけかえ、川に流した。船から流されたロープの長さを目測で測った彼は、こんなに深いよと示してくれた。

その日、私たちはムン川河口のタナ早瀬に寄った。早瀬といっても巨大な岩盤が水面から顔を出している。岩は黒光りしていて、つるつるのところもある。とても美しいが、流れが複雑で、時に人の命を奪うので「死の早瀬」とも呼ばれる。ただ、犠牲になるのは川を知らない余所から来た人だ。彼は流れの穏やかなところに船を止めた。

私たちはしばらく、島のように水上に出ている早瀬

を見て歩いた。彼はそこで、回遊魚がやってくる季節に潜水すると水の中でたくさんの音が聞こえる、と言った。今でもこの季節は聞こえるというので、私と友人は水に潜ってみた。私にとって川の中は金属音のしないプールのように、水の音しか聞こえなかった。

ムン川河口の漁師さんは、魚の出す音についてよく語る。夜、暗い中で聞くそれがどれほど大きいか、水の中がどれほど賑やかか。しかし、ムン川の河口にパクムンダムができて、魚がこなくなってから、その音も失われたという。

確かに魚は音を出す。ヨンと呼ばれる魚はギギの仲間、水揚げされると怒ったように、ギギギギという音を立てる。日本語の名は音からきているのだろう。後日、ラオスでの調査時に友人が水中マイクで録音した河イルカの声聞いた。その中に、ニベという魚の出す音と思われるものも混じっていた。ボウ、ボウという音は少しカエルの声に似てるように思えた。

一時帰国の後、もう一度魚の声の話を詳しく聞きたいと思い、レックさんを訪ねようと案内してくれた友人に尋ねた。彼女は「ああ、知らないのか」、という。彼の家に、今は誰もいないと。

レックさんは刑務所に入っていた。パクムンダム周辺で暮らす漁師は、ダム建設後に深刻な漁業被害に直面した。魚が捕れなくなったため多くの人が都市に出稼ぎに出てくる中、村に残る人たちは細々と漁業を続けていたのだ。だが、生活は苦しい。

ちょうどそのころ、時のタクシン政権は暴力的な方法で覚醒剤の取り締まりを行っていた。元々ラオス北部などから北部タイに向かっていた密輸ルートは、どんどん国境沿いに南下していたという。このとき、ラオスだけでなくカンボジアにも接しているウボンラチャタニ県まで、ルートは下りてきていた。運び屋になれば、農村生活では考えられないほど莫大な金額が手に入る。どこかに運ばれるはずだった覚醒剤を、レックさんは親戚から頼まれ、家に預かっていた。親戚が逮捕され、彼も捕まった。

もしダムができなかったら、レックさんはそれに関わったのだろうか、と時々考えてみる。川との暮らしの知恵を活かすすべもない刑務所の中で、彼はいったいどんな音を聞いているのだろうか。

(木口由香/メコン・ウォッチ)

風景を切り取る② 一広がる外来種一

Mimosa Pigra はメコン河流域一帯に広がっている。川岸を覆う旺盛な繁殖力が護岸のために導入されたが、本来の植生から在来種を駆逐している。河岸の植生は、水没して魚の住処になるのだが。人の生活にも重大な影響がある。鋭い刺は危険で「牛ですら近寄らない」と人々は嘆く。乾季に火を入れると次の雨季に益々繁殖する。人力での駆除は非常に難しい。(タイ・ムン川で 撮影2005年)



編集後記

物事が劇的に代わるとき、中に身を置いているとその変化はあまり実感できないものかもしれない。多分、後で振り返ったときにそれが分岐点だったり、何かの転換期であったのが分かるのではないだろうか。政権交代によって、「聖域」とされてきた政府開発援助（ODA）も見直しの俎上に上がった。NGOが発言するスペースが今まで広がったとはいえ、それが将来のODAにどう影響するのかは、まだ分からない。一つだけ確かなのは、声を上げなければ何も起きない、ということだろう。メコン・ウォッチはこの間、他団体と協力して様々な提言を行うと同時に、セミナーで一般の方に情報を伝えてきた。その成果を、今回のフォーラム Mekongにも反映させている。ささやかな試みの積み重ねではあるが、何もしなければ何も起きない、と肝に銘じていきたい。

また、本号は2009年12月発行予定でありました。再び大幅な遅れが生じていること、読者の皆様にお詫び申し上げます。

本誌を発行しているメコン・ウォッチは、個人会員・賛助会員・本誌の年間購読者を募っています。
本誌の編集、翻訳ボランティアも随時募集中です。

年会費

正会員 5000円 本誌送付(2回)、メコン・ライブラリー利用、主催イベントの参加費割引、総会での議決権など
学生会員 3000円 本誌送付(2回)、メコン・ライブラリー利用、主催イベントの参加費割引、総会での議決権など
賛助会員 5000円以上(任意) 総会での議決権がない以外は正会員と同じ

フォーラム Mekong 年間購読

購読料・・・2000円 本誌購読(2回郵送)

年会費・購読料の振込先 郵便振替 00190-6-418819 加入者名 メコン・ウォッチ

投稿やご意見をお待ちしています

本誌はその名の通り「フォーラム」を目指しています。本誌の内容に対する読者の方々のご意見、メコン河流域で活動や研究をされている方々からの調査報告などの投稿は大歓迎です。また、「こんなことを取材してはどうか」というご提案もお受けしています。掲載についてはメコン・ウォッチで決定させていただきます。

編集責任 木口由香

協力 細野秀太郎、能勢克己

発行日 2010年3月31日

編集・発行 特定非営利活動法人 メコン・ウォッチ

〒110-0015 東京都台東区東上野 1-20-6 丸幸ビル 2F

Tel: 03-3832-5034 Fax: 03-3832-5039

E-mail: info@mekongwatch.org Website: <http://www.mekongwatch.org>

定価 750円 (送料・手数料別)